

平成26年第4回紀の川市議会定例会 第2日

平成26年12月4日（木曜日）

開議 午前 9時30分

延会 午後 2時00分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 森田幾久	22番 高田英亮	

○欠席議員（1名）

15番 西川泰弘

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長 城山義弘 議事調査課長 中野朋哉

議事調査課課長補佐 田 中 啓 吾 議事調査課係長 藤 田 郁 也

（開議 午前 9時30分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、15番 西川泰弘君より所用のため、本日とあしたの会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高田英亮君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、9番 榎本喜之君の一般質問を許可します。

榎本議員。

○9番（榎本喜之君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

住民票や戸籍、印鑑証明、納税証明などの各証明書をコンビニに設置の記憶端末で発行することについて、質問いたします。

以前、平成24年第1回議会においても、証明書児童交付機の設置やコンビニ交付について質問をいたしました。そのときの答弁では、「自動交付金については、導入費用、維持費ともかなりの金額がかかり導入は難しい。コンビニは1社のみであり、今後の動向を見ていきたい」との答弁でした。

当時、対応していたコンビニは、セブンイレブンの1社のみでありましたが、今ではローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスなども対応するなど、全国で4万店舗以上のほとんどのコンビニで利用できるサービスとなってきております。また、参加自治体も、11月4日現在90市区町村となっています。コンビニ交付サービスは、土曜、日曜、祝祭日はもとより、平日でも6時30分から23時までサービスを行っているところがほとんどであり、住民サービスは向上すると考えます。市にとっても、窓口業務の軽減につながると思います。また、窓口にも同様の端末を設置することで、さらに窓口業務の軽減につながるのではないのでしょうか。

市は、今後も職員数を減らしていくとっております。職員の負担を軽減し、多様化するサービスに対応していくためにも、コンビニ発行サービスは有効ではないのでしょうか。

現在、これらのサービスの利用には住基カードが必要ですが、国が進めている社会保障、税番号制度、（通称）マイナンバー制度が来年度始まる予定となっています。これに合わせて、紀の川市でも証明書のコンビニ交付サービスを実施できないのでしょうか。

マイナンバー制度に合わせて、自治体で独自のサービスを付加することができるようになっていきます。予定では、来年10月に紙の通知カードが発行され、平成28年1月より順次正規のカードが発行されます。紀の川市のマイナンバー制度の所管は企画部であります。今までの、そうしてこれからのスケジュールはどうなっていますか。

市独自のサービスが付加できるといっても、たくさんの方が考えられます。検討してきたのでしょうか。検討してきたのなら、どのようなことでしょうか。今回、私がぜひとも付加していただきたいのは、住民票・戸籍・印鑑登録・納税関係の証明書等のコンビニ発行サービスです。担当部署としての考えもお聞かせください。

平成24年度で、これらの証明書の発行件数は9万件以上あります。同じように、コンビニを利用している税の納付では、約18%の利用があります。この割合を使うと、年間1万6,000件の発行件数ということになり、月にして1,300件ほどの窓口業務が減ることになります。単純な計算どおりにはならないと思いますが、それでも市民にとっても、市にとってもメリットのあることだと考えますので、ぜひとも検討をお願いします。

マイナンバー制度は、メリットばかりとは言えませんが、カードがなかなか普及しなくても国民全てに番号が割り振られ、番号の利用が進んでいきます。それならば、カードの普及促進のためにも付加サービスは有効だと考えます。マイナンバー制度により、各種手続において証明書が必要なくなってくると言われてもおりますが、国はマイナンバーの民間利用まで3年程度必要としており、ペーパーレスまでまだまだ時間がかかると思います。

住基カードがそうだったように、初めは国費で発行してくれていたものが、市の負担へと変わってくることも考えられます。早期の発行枚数をふやしていくためにも、マイナンバー制度に合わせての各種証明書のコンビニ発行は有効だと考えますが、どうでしょうか。1回目とします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） おはようございます。

それでは、榎本議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度に伴う今までの、そしてこれからのスケジュールでございますが、本年度及び来年度で、年金、国保、後期高齢、介護等厚生労働省管轄のシステム並びに税務、住民基本台帳等総務省管轄のシステムの情報連携を行うための基盤ネットワークの構築や個別のシステムの改修に着手しています。

今後、まず第1段階として、来年10月以降に番号を割り当て、住民に通知、住民票に記載及び番号の交付開始。そして、第2段階として、平成28年1月以降、ICチップを載せた顔写真つきの「個人番号カード」が希望者に交付され、年金相談・照会、税の申告書・法定調書への記載、要援護者リストへの記載などから、番号の一部利用開始。そして、第3段階として、平成29年1月から国の機関の間で情報連携開始、同年7月から情報連携基盤と「マイポータル」の運用開始、同じく29年、月は現在未定でございますが、地

方公共団体がL G W A N経由で情報連携基盤につながり、地方公共団体を含めた情報連携が開始される予定になってございます。

また、市独自サービスの付加につきましては、マイナンバーの利用が可能な事務処理は、原則番号法に定められたもののみであります。番号法に定められていない事務については、条例を制定することで自治体内での独自利用が可能とされてございます。

マイナンバー制度がスタートいたしますと、税と社会保障分野において、所得証明書や住民票の写しの添付の必要性がなくなることや異なる制度間における給付調整（併給調整）の確実性の向上が図られるということで、利便性が向上いたします。

そのような中、議員お説のコンビニ交付制度を導入すれば、利便性が画期的に向上することは間違いのないところでございます。

今後、近隣市町村とも密接に情報交換を行いつつ、かつ初期投資の費用とその効果を十分考慮し、独自利用の対象となる事務を精査していかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、証明書のコンビニ発行について答弁させていただきます。

コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスですが、実証実験実施当初、コンビニ店で交付できるものは、住民票、印鑑登録証明書のみでありましたが、平成23年度には、各種税証明書と戸籍謄・抄本のサービスも可能となりました。

議員御存じのとおり、当該サービスは、コンビニ店大手4社の店舗が利用可能であり、サービス提供時間は、年末年始を除く毎日午前6時30分から午後11時までとなっております。

また、自身がコンビニ店の端末を操作して交付までの手続を行うため、他人の目に触れず個人情報保護されること、改ざん防止処理を施した用紙を使用すること、住民基本台帳カードや証明書の取り忘れ防止対策が施されていることなどが上げられます。

総務省資料による平成26年4月のコンビニ店での証明書交付全国実績のうち、市町村窓口開庁時間外での証明書の取得割合が46.7%、他市町村での証明書の取得割合が22.1%であり、住民への行政サービス向上に十分資するものと考えています。

しかしながら、平成25年度の全国のコンビニによる証明書交付実績のうち、住民票の写し関係で約52%、税証明書関係で2.5%と過半数占めており、マイナンバー制度における税と社会保障分野への申請時に住民票の写し、税関係証明書は添付不要とされており、現時点でのマイナンバー制度運用の詳細が不明瞭であるため、制度施行後の証明書自体の交付数、需要数が予測できない状況でございます。

なお、マイナンバー制度施行後にマイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付を行う場合には、制度施行後の経過年数にかかわらず、マイナンバーカードに証明書交付用の

機能を新たに付加する必要がなく、改めて住民の方々に来庁を要するなどの特段の負担を強いることもございません。

よって、先ほども申し上げましたが、住民票の写し及び税関係諸証明等のコンビニ交付導入に関しては、住民への行政サービス向上に十分資するものと考えておりますが、マイナンバー制度施行後の制度運用形態や証明書交付状況を考慮いたしたく、また国におけるマイナンバーカードによる運用詳細の確立を見つつ、高額なコストをかけるに足る利用者が見込めるのか。さらに、導入による職員の事務負担の軽減等が見込めるかについての情報収集に努め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問を行います。

各証明書のコンビニ発行サービスは、住民サービスとして有効な手段であるが、28年1月のマイナンバーカード交付時期には導入できない、検討していくと答弁をいただきました。

マイナンバー制度が始まると、証明書の発行件数そのものが減ると考えられるので、その動向を見ていきたいと答えていただきました。よいサービスだと考えるなら、ぜひとも導入をしていただきたい。それも、早い時期に実施していただきたいと考えます。

導入の初期投資は4,000～5,000万円、保守などに年間1,000万円未満、これも参加自治体があると金額が下がるとも聞いております。コンビニで発行してもらうには、1件当たり120円ほど必要で、現在、市の住民票発行手数料は200円ですので、市に入ってくるのは80円程度、今のサービスを行っている自治体は大体が窓口で300円、コンビニだと250円などと安くして普及を図っておるんですけれども、市民にとって有益なサービスならば、逆にコンビニのほうが高くてもいいんじゃないかなというふうに私は考えたりもします。

マイナンバーの運用については、国でもまだまだ流動的ではあるんですけれども、市民にとって便利なサービスだと考えるなら早期に導入していただきたいなど。手数料だけでなく、人件費も入れるとそんなに高い導入費用ではないように考えますので、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（自席） 榎本議員さんの再質問にお答えします。

コンビニ交付の実施時期ということでございます。本市のICTの資産を有効に活用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を図ることが、行財政改革、すなわちスリムで無駄のない行政組織機構等の実現に向けての重要なアイテムと思ってございます。

それを実現するための手法として、マイナンバーカードへの市独自のサービスのほか、

そしてその利用促進策として、コンビニ等を利用した交付制度などは非常に有効となり得ると考えてございます。ただ、現時点では、導入の可否を含めて時期等は未定でございますが、例えば、保険証・印鑑登録カード、また図書カード等々さまざまなサービスのうち、どのようなサービスを付加することによって市民の利便性の向上や業務の効率化を図ることが可能となるか、その費用対効果はどうか等、今後国の動向を注視しつつ、庁内関係部署と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） それでは、私のほうから、榎本議員の再質問に、御答弁させていただきます。

マイナンバー制度施行後のコンビニでの証明書等の交付の導入時期ですが、近隣他市町と情報交換を密に行うとともに、国の動向等も注視しながら、コンビニでの証明書等の交付について導入すべき時期が到来した場合、市の財政が大変厳しいところですので、費用対効果を十分考慮しながら総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔榎本議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、21番 森田幾久君の一般質問を許可します。

はじめに、紀の国わかやま国体についての質問をどうぞ。

森田幾久君。

○21番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長より許可が出ましたので、通告に従って、紀の国わかやま国体についてと、教育レベルの向上についてなんですけれども、まず、紀の国わかやま国体について質問をさせていただきます。

この質問はまた、中学、高校の野球部の大先輩に質問みたいになるんで、いささか緊張感みではありますけれども、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、まず最初に、いよいよ来年秋に迫りました紀の国わかやま国体について、質問をさせていただきます。

ことしの8月には、第19回ジャパンオープンハンドボールトーナメント、9月には、第66回全日本総合女子ソフトボール選手権大会と、第50回全国社会人サッカー選手権大会が、それぞれプレ国体として行われました。特に、ハンドボール競技につきましては、台風の影響で警報が発令する中、市職員はじめ、ボランティアの方々の協力のおかげで無

事に全ての競技が終了したと聞いております。

しかし、来年の国体においては、成年男子ソフトボール、成年女子ソフトボール、少年男子ソフトボール、成年男子サッカー、成年男子ハンドボールと3競技5種目がほぼ同時期に大会が開催されます。近年の国体開催地の山口県、岐阜県、東京都、長崎県の視察の状況とプレ国体の反省点及び改善点をお聞かせいただきたいと思っております。

また、私がプレ国体3競技を観戦させていただいた中での観点から質問させていただくと、まずソフトボール会場について、石がたくさん出てくる。マウンドの土の状態がやわらかくて投球がしづらいという話も聞きますが、今後施設の改善をどのように対応されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、地元チームの応援団についてであります。プレ国体については、企業のチームの参加も多く、企業としての応援団も来ている状況であったかと思っております。国体となると、どのような応援体制になるのか気になるところでありますが、開催地としてサッカーについては、プレ国体も応援団はありました。他の競技については、観戦者はそれなりにいるものの、ばらばらで応援といった雰囲気でもあったような気がします。

ここで、提案のようなものにもなりますが、国体のムードを高めるためにも市内の小学生の観戦はもとより、中学生や高校生に対して学校を通じて応援団の結成をしてはどうか。吹奏楽部などにも協力を求めて、学生に応援リーダーをやらせてもらえば、一般観戦者も一緒に一体となって盛り上がるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、ある企業がされていましたが、応援に来てくれた方々への応援グッズである風船のようなスティックバルーンを配布して、応援の呼びかけもしていました。このような取り組みも考えてみてはどうでしょうか。

次に、国体の住民への周知であります。プレ国体では何人かに聞きましたが、何かをやっているのは気づいていても、具体的にどの競技で、どんな有名な選手が来ているのかわからなくて、例えばソフトボールでは、オリンピックで金メダルをとった選手が来ていることがわからず、後に聞いて、行けばよかったという後悔もされている人もおられました。国体については、どのように周知されていくのかをお聞かせください。

その関係で、プレ国体では市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校にプレ国体では周知されておらず、運動会などの行事の時期もずらせていなかったと思っておりますが、周知の意味からも、スタッフの確保のためにも、国体では周知すべきと考えますが、どのようにお考えですか。

以上で、紀の国わかやま国体についての1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

国体対策局長 畑野孝典君。

○国体対策局長（畑野孝典君）（登壇） おはようございます。

それでは、森田議員の御質問にお答えします。

紀の国わかやま国体について。

紀の国わかやま国体ですが、44年ぶりの和歌山県での開催、そして本市では初めての開催となります。本市で開催される正式競技でございますが、サッカー競技が桃源郷運動陸上競技場で9月27日から9月30日までの四日間で行われます。ハンドボール競技は、（仮称）紀の川市民体育館で9月28日と29日の二日間、ソフトボール競技につきましては、粉河運動場と貴志川スポーツ公園で10月3日から10月5日までの三日間の開催となります。

第70回国民体育大会は、市民が一体となって英知と情熱を結集し、全国から訪れる方々を温かく「おもてなし」の心でお迎えし、魅力と感動にあふれた、いつまでも心に残る真心のこもった大会を目指しています。

まず、1点目の御質問であります。他の国体を視察し、またプレ国体を終えての反省点と今後の課題でございますが、平成23年度に国体対策局が設置され、山口国体から本年度開催されました長崎国体までの視察状況ですが、競技会場につきましては、比較的立地的にも恵まれた立派な施設が多かったと思われま。また、会場までの交通アクセスにつきましては、全て公共交通機関で対応できるどころ、また大会独自の輸送交通体制、シャトルバス等での対応、これも多種多様の状況でありました。

これらの大会を視察し、本市での競技会場へは車で来場される方が大半であると考え、よって駐車場の確保が最重要課題と考えております。また、最寄りの駅からの輸送手段につきましては、巡回バスを走らせて駅から競技会場のシャトルバスを計画しているところでもあります。

また、リハーサル大会を終えて、ソフトボール競技場の粉河会場について、リハーサル大会ではコート2面での運営でしたが、国体になりますと4面を使つての運営となり、4面になりますと、コート間の距離がとれないことが予測されるため、ファールボールには危険予防対策として、協会等と調整を図りながら笛等を使用して安全対策を図っていきたいと考えております。

また、マウンド及び黒土等の施設改善の件ですが、黒土に関しましては塩化カルシウム等を散布し、土を落ちつかせるよう対策するとともに、大会前日には水等を散布し、飛散防止に努めたいと思っております。マウンド周辺につきましては、石灰等を土とまぜ合わせ、適度な固さになるよう調整をしたいと考えております。

全国各地から約800名もの選手・監督の皆様が各地の予選を勝ち抜き、紀の川市に来られます。日本一を目指す選手にとって、最高の舞台となるようリハーサル大会で得ました課題や関係者の皆様方からの御指摘、御要望について検証を行い、来年の大会につなげていけたらと思つているところでございます。

続きまして、2点目の地元チームの応援体制についてであります。リハーサル大会では、競技にもよりますが、大半が企業と大学生チームの参加でありました。和歌山県は、国体に関しましても、ソフトボール、ハンドボールは選抜チームでの参加になると思われま。しかし、他府県の出場チームにつきましては、過去の国体出場チームを見ますと、リハー

サル大会同様、企業チームの出場が大半であると予測されますので、各代表チームの専属応援団も来られると思われまます。地元チームの応援はもちろんのこと、会場全体の機運を高め、選手のモチベーションを高めるためにも、来場者に応援グッズ等のスティックボールの配布を検討しているところであります。学生応援リーダーにつきましては、ただいま教育委員会と協議をさせていただきたいと考えております。

また、国内最大かつ最高の国民スポーツの祭典である国民体育大会の高いレベルのプレーを子どもたちの本物体験の機会として観戦していただき、元気いっぱいの声援を会場に響かせていただけたらと期待をしております。

続きまして、3点目の国体開催の市民への周知であります。きょうまで市内で開催している各種イベントに参加して、大会グッズキャラクターの「きいちゃん」とともに、国体のPRを図ってきたところでございます。また、市の広報紙、ホームページ、フェイスブック等を利用し、幅広い年齢層の方々に国体への関心を持ってもらうよう周知も努めているところでございます。

また、リハーサル大会の周知につきましては、年度当初の全体区長会及び学校関係者の周知させていただきましたが、運動会の開催決定時期には間に合わず、議員の御指摘の小学校等との運動会とリハーサル大会が重なったことも事実であり、ボランティアの方からも孫の運動会に参加するため、欠席連絡もあったことも事実であります。

こういったことを踏まえ、来年の国体に係る市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校への周知については、既に紀の国わかやま国体紀の川市実行委員会会長名により、教育長及び関係者に運動会と学校行事の開催時期の配慮について依頼をしているところであります。

今後とも、紀の国わかやま国体の成功に向け、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、粉河運動場の石の問題についてお答えさせていただきます。

粉河運動場から石がたくさん出てくるという御指摘でございますが、当運動場は、平成23年9月の台風12号における紀の川の増水により、護岸等の河川施設が被災、運動場の一部が流出したもので、国交省が河川施設を復旧した後、本市が平成25年度に整備工事を行ったところでございます。

本年、国体ソフトボール競技リハーサル大会が9月13日から15日まで開催されたところでございますが、大会終了後に国体対策課及び生涯スポーツ課のほうから、石が出ているとの報告を受けまして、建設部でも粉河運動場の状況を調査し、石の発生を確認いたしました。

建設部では、調査結果を踏まえ、運動場の施工業者と協議を行った上で、10月の下旬でございますが、グラウンドの全面にレーキが行い、石の除去を行ってございます。作業終了後は、国体対策課及び生涯スポーツ課でも確認を行っていただき、現在は国体で

も十分な使用が可能な状態であると考えてございますので、よろしく願いいたします。
終わります。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

〔森田議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 次に、教育レベル向上についての質問をどうぞ。

○21番（森田幾久君）（質問席） それでは、次に、教育レベル向上についてということ、質問させていただきます。

近年、小学6年生と中学3年生を対象に実施されている国語と算数、数学の全国統一テストについてであります。新聞等の発表によると、全ての項目について、数年間和歌山県の平均点が全国の平均点より下回っているとの状況であります。その分析結果からは、特に国語の読解力が悪いとされているようでありますが、さて、紀の川市の子どものたちの状況はどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

また、県内の印南町では、ホームページで学校別の統一テストの結果を公表されているようでありますが、紀の川市では今後どのような対応をされていくのかをお聞かせ願います。

また、紀の川市の状況を事前に話を聞いている中で、読解力が低いのは紀の川市も特例ではなく、県と同じような感じであるということからの質問をさせていただきます。

ノルウェーやフィンランドといった北欧の国の教育レベルは、世界でもトップレベルとされています。国の制度の違いがあっても、一概に同じようにならないと理解する中、フィンランドでの取り組みは、子どもが生まれると夫婦で3年近く夫婦が産休をとり、日々図書館などに行って子どもに本を読んであげたりしているようであります。日本で言うと、三つ子の魂百までといったような感じでしょうか。また、学校では、授業をわかる子どもが、理解していない子どもに席を立ててまで教え合って授業を展開しているようであります。これは、日本では、突然席を立つと、「立つな」と叱られるのが一般的であろうかと思えます。私なりに分析してみますと、もしかして和歌山弁が読解力の悪さに影響しているのかなと思ったりしたときもありました。それは冗談といたしまして。紀の川市の小・中学校でも、それぞれがモニター的というか、モデル的に教え合う授業などにも取り組んでいるようでありますが、他にどのような授業に取り組んでいるのか、どのような成果が出ているのかをお聞かせください。

また、読解力が悪くなると、当然算数や数学の応用問題に影響が出てくると思われますが、学校ではどのような対応をしているのかをお聞かせいただければと思えます。一例を挙げますと、有名進学校では、1日の始まりに必ず読書をする時間を設けて、文章に親しむといったことも取り入れているようでありますが、紀の川市はどのような対策を取り入れているかもお聞かせください。

次に、読書についてであります。私は、たまたま少年野球の指導者を14～15年させていただいている中で感じることでありますが、以前は私たちの子どもと同じく、

4年ぐらいから野球を始めても十分な溶け込む環境でありました。しかし、近年は近所のお兄ちゃんたちと遊んだりとか、野球をする機会もなく、外遊びの時間も少ないのか、キャッチボールなどは全くできないといった状態で野球に入ってくると。

また、体力が全くない子どももふえてきています。スポーツはもとより、勉強するのにも体力が一番ではないかと考えますが、その基礎となるのは、保育所での過ごし方にあるように思います。各保育所での外遊びや駆けっこをする時間など、どのくらいとっているのか。また、ボランティアの方々に来ていただいて読み聞かせの時間をとっている保育所もあると聞きますが、各保育所ではどのような対応をされているのかをお聞きしたいと思います。

野球の基本は、体力があつてキャッチボール、トスバッティング、バントといった、あとは自分で考えてプレーをすることです。勉強の基本は、やっぱり「読み・書き・そろばん」といった昔の人は言われていますが、まさにそのとおりだと思います。しかし「好きこそ物の上手なれ」と、何事においても毎日の訓練、癖づけであろうかと思いますが、保育所時代から駆けっこや読み聞かせをふだんから導入してはどうかと思いますが、お考えをお聞かせいただき、教育レベル向上についての一回目の質問とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、私のほうから、ただいま御質問のありました部分のうち、教育部所管部分について御答弁させていただきます。

まず、はじめに御質問のありました全国統一テスト、全国学力学習状況調査について、御説明を申し上げます。

小学校においては、国語科・算数科ともに課題が見つかってございます。また、中学校においても課題はあるものの、昨年度より上昇してきてございます。

今回の結果の要因につきましては、子どもの学習意欲を高める指導の課題や学習規律の確保、家庭学習など、さまざま課題があると考えられます。また、学習の状況についても、家庭での読書時間及び家庭学習の時間で課題がございまして。

次に、結果の公表につきましては、紀の川市として一括りの結果公表よりも、各学校がおのこの児童・生徒の実態に則した分析や考察を学校だより等を通じて保護者にお知らせすることのほうが効果的であると考え、現在実施をしております。また、分析や考察から見てきた課題に対する今後の学校の方策も学校としてあわせて示していくように指導してございます。

次に、読解力の状況はというところでございます。今回の学習調査における結果を見ますと、小・中学校の「読む能力」においても課題があります。このことから、紀の川市では読解力の向上を目指して、各小学校においては、朝の授業前に「朝の読書」で本に親しんだり、中学校においても、同じく「黙読の時間」を設けて読書の時間を通じて理解力

の向上に取り組んでおります。

また、小学校の国語科においては、教科書教材の学習と並行して関連した作品を選び出す「並行読書」も進めており、初めて読む本においても自分自身で読み取れる力を身につけるようになる授業形態を研究している学校もございます。

さらに、学校の図書館では、本の紹介やディスプレイ等の工夫も行い、本に触れ合う機会を大切にするよう努めているところでございます。

次に、教育レベルの向上への取り組みでございますが、一つの教室にもう一人先生が入り、TT指導ということで小人数指導を行うことで、きめ細かい指導ができる授業形態を工夫してございます。

また、児童・生徒がペア学習・グループ学習を必要に応じて行い、子どもが自信を持ち、発表したりまた友達と考えを交流することにより、さらに考えを深める取り組みを行っており、効果が徐々にあらわれてきているところでございます。

パソコンやタブレット等のICT機器を授業に「導入」したり振り返りなどを活用して児童・生徒が興味を持つような研究も進めてございます。また、本を読み取り、学習してつけた力を発揮することのできる場として、「元気っこ大会」も開催してございます。

本年、市教育委員会では、三つの柱、「めあて・ふかめる・振り返る」を大切にした授業づくりに取り組み、全ての児童・生徒にわかりやすい授業づくりを指導しています。さらに、学力向上の課題を直ちに改善していくため、前年度から設置いたしました学力向上委員会をさらに充実させているところでございます。

具体的には、各小学校4年、5年の担任、各中学校では、国語科・数学科・理科の担当者で対策委員会を開催し、学習効果が上がっている授業の取り組みについて意見交換してもらうことで、その内容について各学校に持ち帰り、各学校で学力向上対策プログラムを策定し、短期目標、中期目標、長期目標を策定し実践しているところでございます。

また、紀の川市では、独自の取り組みとして授業改善をより進めるため、研究校を指定し、学力向上のために取り組んでいるところでございます。

最後になりましたが、議員御質問のありました学力向上の成果でございますが、まだ取り組みの初めではございますが、目に見えた成果とは至っておりませんが、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上、教育部の答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、森田議員の一般質問のうち、就学前の子どもたちへの取り組み、特に「駆けっこ」、「読み聞かせ」をふだんから導入したらについて答弁させていただきたいと思います。

保育所における教育は、保育所指針では、「乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感

性とともに好奇心、探究心や思考力が養われるとし、それがその後の生活や学びの基礎になる」と位置づけられており、その保育所指針に沿って保育を実施しているところでございます。

御質問の「駆けっこ」、「読み聞かせ」についてであります。保育中に運動や読み聞かせを取り入れるよう工夫しているところではございます。

最初に、運動につきましては、駆けっこ、鬼ごっこやドッジボールを各保育所で取り入れています。時間につきましては、各年次により異なっていますが、概ね1時間から2時間ぐらい取り組んでいるところでございます。

次に、絵本の読み聞かせにつきましては、日ごろから保育士による絵本の読み聞かせやボランティアによる読み聞かせを保育所により異なりますが、年に6回から12回程度行っているところでございます。

また、紀の川市では、小学校入学前から入学後の滑らかな接続を目指して、平成24年度に保育所、幼稚園、小学校の関係者で保幼小連絡協議会を設置し、協議を進めてきました。協議会では、接続期に育てたい力を「生活する力」、「かかわる力」「学びの力」の三つを位置づけてございます。

学びの力の中には、「平仮名で書いた自分の名前を読んだり書こうとしたりする」、「ボールに親しみ、投げたり、受けたり、突いたり、蹴ったりして楽しむことができる」、「鬼ごっこを楽しむ」といったカリキュラムがありますので、駆けっこ、読み聞かせについて十分とはいかないかもしれませんが、保育の中で取り組んでいる状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁いたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

森田幾久君。

○21番（森田幾久君）（質問席） 1回目の答弁いただきまして、まず教育のところなんですけれども、覚えられへんぐらいのたくさんの取り組みをされていると、まだ成果がはっきりと出てきていないということなんですけれども、やっぱりもうちょっと、これ学校とか各いろんな学校へ訪問させてもらって聞かせていただくと、先生によっては、「これは成果出てきている」というような言葉にして言われる。校長先生もはじめ、聞いている中で、それを集約していないというのが果たしてどうなんかなと。子どもは、毎年学年も上がって入れかわっていきますけど、保護者感覚からすれば、いかにいいものを、より共通して紀の川市の子どもに教育を受けさせてあげてと思う中で、考えて考えて考えて成果がまだよう見出せていないというのは、でも学校的にどこにかじゃなしに、聞いている中で、全国平均を上回っている学校もあるとも聞きます。紀の川市の中で。だから、そのらの取り組みを成果じゃないのかなと思うんですけども、その辺の考え、教育長にお聞かせいただきたいと思ひます。

また、2点目に、今度保健福祉のほうになるんですけども、その教育との一環という考

え方の中で、駆けっこと読み聞かせというのは保育所時代には物すごく大事な、本当は3歳ぐらいまでに各家庭でやっていけばいいんでしょうけれども、また保育所でも取り組んでいただいているのも知っています。そこへ一緒に見に行ったこともあるんですけども、これはやっぱりスポーツも一緒に、毎日のちょっとずつした積み重ねが大事だと思うんです。年に6回、12回というだけで限られた回数じゃなしに、やっぱりそういう中で、保育士さんも読み聞かせもやってくれている保育所も当然あると聞く中で、私立の保育所なんかでは、駆けっこという表現の中で専門的な体育指導員の方を年に数回来てもらって、保育士さんも勉強をすると、その人が常駐できるわけではなくて。そして、教えてもらったことを今度子どもに競争心を高めるような。50mを競走させて、きょう早かった子はちょっと後ろから、負けた子はあしたはちょっと前からと、差をつけて、ゴールが同じタイミングになるように毎日競走させているのも聞きます。体力も向上して、小学校へ入るときには全員が50mぐらいやったら10秒台で、11秒にならず走れるとかいう向上の中で、集中力も高まってきている。公立も、当然そのような取り組みをしていただければできるんじゃないかなと思うんですけども、読み聞かせの回数とか、読み聞かせもプロもいてと思うんですけども、そういう人らと今度先生らの教育一緒にやっていくとか、教えてもらうというのも取り入れてみてはと思うんですけども、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 議員、再質問の点についてお答え申し上げたいと思います。

課題がまだ見出せない中で、その対応も散逸しているのではないかという御指摘であります。今、私のほうから特に言えることは、学校の教職員の意識改革がかなり進んできていると私は理解しております。実は、先進県であります秋田県に、市内の学校の教職員が出張し、そこで直に研究発表だけじゃなくて、直に授業も見、どんな苦労があったんかということ学習に行ってきました。こういうのは、かつてなかった危機感を持って教職員も取り組んでいるように指導しております。

さらに、その研修に私どもの指導主事2名も派遣しております。事実、そういう意識改革とともに、悪いところをいいところから学ぶという姿勢ができてきていることも、私は成果の一つかと思っております。

それから、総合的に課題を検討する中で、御指摘ありましたように、読書力とともに家庭学習のあり方についても、これは教育委員会としては取り組んでいかなければならないと。そういうことも考えて、今プロジェクトを組んで家庭学習のあり方について指導主事中心に検討させております。これについても、3月をめどに発表する予定であります。

それから、先ほど議員の質問の中に、学力を支える体力のことがお話にありました。先ほど、これは文科省が発表した全国の体力の調査であります。和歌山県、かなりの向上

が見られたということで、小学校では全国で、男子の小学校が15位、女子の小学校で16位と、これをもとにして今度は学力向上面もつけていきたいと思います。

幼児期には、体を動かす遊びをしていた子どもは、体力・運動面が高い傾向がわかったと文科省も言うておりますが、それを子どもは基礎的な力、さらに学力についても連動させていきたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、私のほうから、森田議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられましたように、民営化した保育園につきましては、移管時の約束条項でもありました三者協議、つまり保護者、移管法人、そして行政での決定事項の中で、保育士が研修等で習得し、子どもに教える場合、または直接運動指導士に来ていただいて指導を受ける場合などを取り入れ、子どもの体力、または読解力の向上に努めることは十分承知しております。多少費用もかかりますが、保護者会等での了解の取り組みというふう

に理解してございます。そこで、議員御質問のこれを受けての取り組みについてでございますが、先ほど答弁させていただいたとおりになってございます。これは、保育指針に沿った対応であると考えますが、以前に比べて体力が劣っているとの指摘もあるのも事実かと思われま

す。議員が言われるようなハイレベルの対応まではいかなくとも、もう少しレベルを上げた取り組みが必要ではないかと思

います。以前に、保育所長に予算内での特殊保育の取り組みを協議する中で、体力面、また読解力の向上のため保護者会からの要望もある意見をいただき、一部の保育所での予算化を検討した経緯もござ

います。以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

森田幾久君。

○21番（森田幾久君）（質問席） それでは、再々質問ということで、市長にお伺いしたいと思います。

今、教育長、保健福祉部長の保育と教育という両方の答えもいただいたんですけれども、教育もいろんなことも保育所も含めてやってくれている中で、市長がよく言われる「安心・安全の紀の川市」、またその中で子どもを預けて安心の紀の川市でもあり、教育を受けても安心の紀の川市という形に目指す中で、あそこに行けば体力も向上でき、勉強にも

力が自然と入ってくるよという保育所だったり、今度教育のほうの世界の小学校であったりというようなところが保護者も望むところやと思うんですけども、市長としての教育への思い、また先ほど保健福祉部長が話をしました体育指導員の派遣とか、保育所へ、私立ではやられている中で紀の川市でも、それは予算もあることですけども、可能な限り取り組んで、保育士さんへの今度運動の指導とか、また読み聞かせもたまにはそういうプロも来て、保育士さんも一緒に学んでいくというような、子どもがもっと興味を持ってスポーツも本を読むことも好きやと、それがまた今後小学校へ行っても続けられていくような教育環境こそ、教育レベルの向上になるかと思うんですけども、最後に市長にお考えをお聞かせいただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の子どもたちの教育に対する今日までの感想なり、今後の進め方ということであります。

非常に難しい、いつも僕も申し上げるんですが、今の子どもたちはかわいそうだなという感じがします。自分の幼少のころを振り返りますと、学校から帰ったらかばんをぼいとほうり上げておいて、川や池や山へ暗くなるまで泥んこになって遊んできた、そのことを思います。

しかし、今、塾通い、またいろいろと勉強をしなくちゃならない子どもたち、また全国レベルでの試験もされる状況の中で、和歌山県また紀の川市も全国レベルを上回るころもあります、平均的に低いということの中で、教育長とも過日、教育委員会とも相談をしたんですが、そのレベルの向上させるための先進地での取り組み、またその原因というものも調査しなくてはいかんのと違うんかと。

失礼な言い方ですが、紀の川市の子どもたちが平均レベルが低いんか、教え方が悪いんか、その方法をね、原因、先進県の状況を、取り組みをもうちょっと勉強して、先ほど教育長が答弁あったように、そういう方法を工夫していかないと、毎年、いつもやられるそのままの状況では水準は上がってこないということの中で、勉強だけが、もちろん人生にとって勉強も大事ですが、先ほど森田議員もおっしゃられたように、健康で明るい健やかな青少年として育ていただくことがまず第一だと。そして、勉強やスポーツに頑張っていける子どもをつくらないかと。そういうことで、保護者並びに市民の皆さん方の協力を得ながら、いろいろと今、私どもも考えております。

一例を申し上げますが、まだ結論は出ておりませんが、日本体育大学という泉南から出ておられた松波健四郎さんが、日体大の今、理事長をされております。そんな中で、紀の川市の子どもたちとその体育を通じて頑張っている大学の生徒というんですか、学生さんと紀の川市の子どもたちの交流を深める、そういう機会をつくっていかうではないかということで、来年春までにはその協定を結んで交流をしていく、そういう計画もしてございます。その体育の面では。

そして、勉強については、今、教育委員会でいろいろと検討していただいておりますので、明朗・元気な子どもたちが育っていけるように、みんなの協力を得て頑張りたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、8番 中村真紀君の一般質問を許可します。

次に、8番 中村真紀君の一般質問を許可します。

はじめに、子ども・子育て支援新制度の実施に向けた対応についての質問をどうぞ。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。

それでは、通告いたしました1件目の子ども・子育て支援新制度の実施に向けた対応について、質問いたします。

まず、新制度に変わることによって、保育所の入所手続が今までと比べ難しくなったり、保育所の保護者負担がふえないかということです。この制度は、今までになかった標準時間と短時間とで保育時間が区分されることになっています。今までの保育料は、保護者の所得によって決まっていたと認識していますが、新制度になることによって保育料の負担がふえることはないのでしょうか。また、保護者にそのことを正しく理解していただいているのでしょうか。ふえるのであれば、どのくらいふえるのでしょうか。そして、短時間で認定されたために延長する回数がふえると標準時間の保育料と比べ、どうなるのでしょうか。

子どもがまだ小さいうちから保育所に預け、働くというのは、少しでも家計が楽になるようにと考える方も少なくないと思います。その中で、保育料の負担がふえるのであれば、保護者の経済的負担に加え、精神的負担もふえることになりかねません。そうであれば、子育て支援のためにさまざまな施策を考え行っている紀の川市として、負担の軽減を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、学童保育の指導員の資格取得と資質向上についてです。

これまで明文化されていなかった学童保育事業の施設や運営の基準が新たに明文化されたことは評価すべきだと思います。また、この制度により、自治体による独自の指導員の資格取得が必要になったことも評価されることと思いますが、各自治体に任されている認定研修については、何時間ぐらいの受講で、その費用負担はどのくらいかかり、それは各指導員に負担していただくことになるのでしょうか。負担については、現在現場でおられる方も気にしていると伺っています。

それに加え、心配されているのが指導員の資質向上です。学童保育は、子どもを管理するのではなく育てる場であり、集団を指導する力や経験が必要とされてきます。現役の指導員や新たに指導員になれる方の資質向上のために市が中心となって、指導員同士の研

修や交流を行ってはどうか。また、市独自の研修を充実させてはどうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、中村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の保育所の入所手続及び負担増についてでございます。

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度での保育所の入所の手続であります。事務処理においては、昨年度までは保育にかける要件の審査を行った上、保育の実施の要否を行っていましたが、新制度では保育の必要性の認定申請により認定の可否及び認定区分等を決定し、認定書を交付した後に、保育所の利用申し込みをすることになります。

当市におきましては、既に平成27年度の入所申し込みの受け付けを始めていますが、保育所の入所申請がスムーズに行えるよう、保育の必要性の認定申請とあわせ保育所の利用申し込みを同時に受け付けていますので、保護者の方には昨年までの入所申し込みとほぼ同じ手続で行っていますので、余り負担はかかっていないように感じておるところでございます。

次に、保育料の負担増はどうかとの御質問でございますが、現在は国の基準に準じ8階層に設定し、各階層において平均して国の算定基準保育料の80%としていますが、新制度では、保育料の算定基準が、議員もおっしゃられたとおり、国の基準8階層のうち2階層までは変わりませんが、3階層から8階層までは、所得税から市民税所得割に変更になります。さらに、各階層とも保護者の就労時間が月120時間以上の方は、保育の必要な時間が、11時間の保育標準時間に、就労時間が64時間以上120時間未満の方は、保育の必要な時間が8時間の保育短時間に区分されます。

現段階では、保育標準時間保育料の国の基準が現行どおりとなっていますので、市といたしましては、保育標準時間の保育料は、現行と同じ階層ごとの保育料とするよう考えてございます。

また、保育短時間の保育料についても、国の基準が保育標準時間の保育料より低く設定されていますので、市の保育料も保育標準保育時間の保育料と同じような率で設定することとし、平成27年3月議会に条例提案する予定でございます。

実際、保護者負担がふえるかにつきましては、原則保育料を上げることは考えてございませんが、算定基準の改正による影響や議員御質問の保育短時間の方が延長保育を利用した場合、延長保育料が加算されますので、その点について今後設定について考えていかなきゃいけないと思いますが、現段階ではわかりかねますので、御理解いただきたいと思います。

続いて、学童保育の指導者の資質向上についてでございます。

新制度では、学童単位ごとに二人以上の放課後児童支援員を置かなければならないと規

定されています。また、その資格については、保育士、社会福祉士、または2年以上の経験年数を有している者等であって、厚生労働省が示しているカリキュラム、これにつきましては16科の90分をかけた、合計24時間のカリキュラムになってございます。それに準じた都道府県が行う研修修了した者でなければならないと定められているところでございます。

議員御質問の研修に係る受講料については、県に確認しましたが、まだ決まっていないとの回答でございました。万一、受講料が必要な場合であっても、個人の負担は考えていませんので、御理解いただきたいと思っております。

なお、研修については、厚生労働省令で平成32年3月31日までと5年間の猶予期間が設けられていますので、市といたしましては、各学童の指導員に対し、その期間に県が実施する研修を受講するよう指導してまいるとともに、他の指導員につきましても、関係する研修会等への参加を呼びかけ、資質の向上に努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと最後に、議員質問の中で、市の研修機会の導入ということもお話しされておりましたが、今のところ、まだそういう予定はございませんので、あわせて御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

〔中村議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 次に、貴志川線の発展についての質問をどうぞ。

○8番（中村真紀君）（質問席） 2件目は、貴志川線の発展について質問いたします。

まず、貴志川線の存続に向けた取り組みについて、どのように検討されているかということですが、

平成18年4月1日、和歌山電鐵が運行を始めて来年で10年になります。その運行開始以来、和歌山電鐵の営業努力や貴志川線の未来をつくる会など、各種団体の協力により乗客数がふえています。そして、この運行開始と同時に、和歌山電鐵に対し、和歌山県、和歌山市、紀の川市がそれぞれ補助を出してきました。もともと赤字路線である貴志川線の運行を補助していくことは大切なことであり、必要なことだと思います。ですが、これから先もずっと同じ補助を続けていくのでしょうか。続けていくとすれば、どのような形での補助になるのでしょうか。9月の決算委員会の中で、運営協議会で協議していくと述べられていましたが、その後どのようになっているのでしょうか。

次に、貴志駅周辺の観光バスの路上駐車への対応をどのように考えるかという点です。

貴志駅南側にある駐車場は、3台から4台のバスがとめられます。しかし、駐車場があいていても、駐車場近くの坂道に路上駐車させるバスが見られます。そこを通行する地元の方の中には、「危険を感じる時もあるので、何とかしてほしい」という声も聞かれます。貴志川線や紀の川市にたくさんの方が来られるのは大変喜ばしいことですが、地域

住民の安全も大切だと思います。その点に関しては、市としてどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） それでは、中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、貴志川線の存続に向けた取り組みについてでございますが、貴志川線は、議員おっしゃるように、平成18年4月1日に和歌山電鐵貴志川線として再出発をして以来、乗客数は確実に増加してございます。利用者数は、平成16年策定の「貴志川線沿線交通対策調査」において、平成25年度における将来利用者数を150万5,000人と予測していましたが、和歌山電鐵の経営努力のほか、「貴志川線の未来をつくる会」など、各種団体の皆様の並々ならぬ御支援、御協力の結果、平成25年度末の乗車実績は229万8,000人と、予想より約80万人も多く御利用いただき、大幅に改善をいたしておりますが、残念ながらいまだ経常損益が赤字である状況は変わってございません。

したがって、平成28年度以降についても、引き続き貴志川線存続のための支援は必要であると判断し、和歌山県・和歌山市とともに組織する貴志川線運営協議会において、経営を圧迫している原因の追求や機能向上策、収益シミュレーション、収益増加策について協議を進め、本年度コンサルティング会社にこれらの精査を委託し、その結果をもとに、和歌山電鐵と具体的な協議にこれから進む予定になってございます。

協議や調査をしていく中で、貴志川線の経営を最も圧迫しているのは、南海電鐵から引き継いだ車両・橋梁・レール・まくら木などの老朽化した設備の更新、あるいは修繕に係る費用であることが判明いたしてございますので、平成28年度以降につきましては、これまでの「運行に係る赤字補填」という支援ではなく、安全運行を徹底したものとするため、現在、県、和歌山市とともに、この三者で検討を進めている途中でございます。

また、支援形態につきましても、「運営会社」・「公共」・「民間」が、それぞれ危機感を持って経営努力、あるいは支援をすることによって貴志川線の今があることに鑑み、この9年間で培ってきた支援形態を崩さず、引き続き進めてまいりたいと考えていますので、引き続き市民の皆様、議員の皆様のさらなる御支援、御協力をお願いするところでございます。

次に、貴志駅周辺の観光バスの路上駐車への対応をどのように考えているかという御質問でございますが、貴志駅の観光バス駐車場は、貴志駅の南側に設置してございます。紀の川市が設置し、和歌山電鐵が管理しています。数年前から、「たま駅長」の人气が浸透し始めたことや貴志駅のリニューアルにより、和歌山電鐵に乗ってみたいというツアー客が大勢来てくれるようになりました。それらの団体旅行者は、貴志駅で観光バスをおり、貴志川線で伊太祁曽駅まで乗車し、次の目的に向かう。あるいは、伊太祁曽駅から貴志駅まで乗車し、貴志駅で観光バスに乗りかえるという行程が人気を博しているようでございます。特に、最近の円安傾向による海外からの旅行者の乗車人数が急増してございまして、

平成24年の海外旅行者の乗車人数は9,205人でありましたが、昨年度は2万3,231人、本年度においては、10月末の7カ月間で既に2万2,000人を超えています。

そのような中で、駐車場を今3台のバスをとめるスペースを確保していますので、通常では議員御指摘の路上駐車をする必要はないのですが、道路の交通量が少ないことや滞在時間が短いなどの理由により、駐車場に入らず路上駐車しているものと考えてございます。

これまでも、路上駐車をしないよう啓発をしていますが、今後も引き続き和歌山電鐵を通じ、旅行会社や観光バス会社に対する駐車場の利用徹底と歩行者等の安全確保について啓発を行ってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 市長にお伺いします。

貴志川線の運行開始から10年を迎えようとしています。地元住民の生活に必要な貴志川線の存続を市として補助金の継続のめども含め、どのように考え、対応していくのでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私は、もともと貴志川線を利用して高校にも行った者でございまして、あの時代は車が少ない時代であって、西山口という駅から乗ったんですが、もうその次、山東あたりまで行きますと、ぎゅうぎゅう毎日、すし詰めのような状況での通学でありました。

今、たまたまといいますか、貴志川電鉄に乗りますと、ラッシュ時であっても学生さんがほとんどで、一般の乗客の方が少ないと、そう感じながら乗っているわけではありますが。しかし、この貴志川線がなくなれば、この通学に乗っている子どもたちがどうして和歌山市や紀の川市以外のところの学校へ行くんだらうなと思うときに、まずやはり存続をしなければならんと、貴志川町長時代に感じたわけであります。

そういうことで、もしこれが存続できていなかったら、今の私がなかったのではないかなと、そのぐらい真剣に和歌山市なり県に取り組みをお願いをし、頑張ったなという自負をしております。

しかし、もう10年たちます。先ほど、企画部長から150万人減るという予測をしていたのが10万人、20万人の増であります。200万人以上の皆さん方が、230万人近い皆さん方が御活用いただいている。しかし、あと1割、あと20～30万人の方が年間活用いただければ、補助金は少なくしていける、そういうところまで来ているわけあります。

そういうことで、いろいろと問題はあろうかと思いますが、私はこの紀の川市にとっては、和歌山線と貴志川線はぜひとも存続をしていけるように頑張らなきゃいけない。とい

うことは、車に乗れない学生さん、また高齢者の皆さん方、ほか今も言いました車に乗れない皆さん方のその利便を欠くわけにはいかないというつもりで、貴志川線の存続のみならず和歌山線もひょっとしたらというふうなうわさがあるわけで、そういうことでございますので、非常に厳しいと思います。

というのは、阪和高速の岡崎に、紀の川南インターというインターチェンジができる。そのことにより、道路の拡幅も考えている。ということになりますと、車の利便性が非常によくなる、そうすると電車の利用が少なくなる、そういうこともあるわけで、どうか私もできるだけ電車を利用して、よそに出張のときはその方法をとっておりますが、今後、周辺の皆さん方に、出張なり和歌山市へ出向くときは電車を御利用いただく、中村議員におかれましても、打田の駅から和歌山駅まで和歌山線を活用いただくようによろしく願いしたいと、そのように思うところでございまして、市をあげて和歌山線、貴志川線を守っていくために御活用いただくということが一番大事じゃないかなと。それと同時に、市も和歌山市や和歌山県と一緒に存続に向けて頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔中村議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時10分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可します。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

先ほど、中村議員とちょっと重複しないようにということで、同じような発言事項です。質問の内容ですが、もし重複した場合には御容赦お願いいたします。

質問の内容ですが、子ども・子育て支援新制度の取り組みについてであります。

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月に本格的にスタートすると聞いております。

紀の川市も人口の減少を受けて、少子高齢化が猛スピードで進んでいます。人口が急激

に減るのを食いとめなければなりません。そのため、今回、子育て支援と少子化対策について新制度をうまく活用して、安心して子どもを生き育てられる環境をつくり、子育てしやすいまち、子どもが健全に育つまちとして取り組んでほしいと思います。これについて、市の基本的な考え方及び取り組みについて、質問いたします。

まず第1点として、認定こども園制度の取り組みであります。

新制度で創設された施設型給付や、さらに給付対象となる施設、事業の認定分や給付内容が細かく規定されていますが、幼稚園と保育所両方のよさを取り入れた認定こども園の開設の考えであります。現在、厚生労働省と文部科学省との両立で、保育園、幼稚園と分かれながら創設されておりますが、この認定こども園のよさを取り入れて開設する考えはあるのかなのかということでございます。

2点目として、地域の子育て支援についてであります。

子どもを持つ親にとって、安心して子どもを生き育てられるように、子育て支援団体や市民と連携した環境や体制の整備や小学生の子どもを持つ働く親にとって、子どもたちが放課後過ごせる場である学童保育の充実が不可欠であります。

現在、学童保育といわれる放課後児童クラブと放課後子ども教室とに分類され、所管が重なるなどの理由で、一方のプログラムに他方の児童が参加できないなどの問題もありましたが、このたび放課後子ども総合プランというものを打ち出し、子どもたちが安心して過ごせる安全な居場所づくりを目指し、受け皿の拡大を図る方針を打ち出していますが、地域の実情に応じた子育て支援についてであります。

3番目として、家庭的保育事業等への取り組みについてです。

子ども・子育て支援新制度で、新たに実施される家庭的保育事業所等については、利用の乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ保育の修了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるようにしなければならないとされているのであります。この取り組みについて、本市ではどのように対応していくかということでございます。

以上、3点について御質問しますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、中尾議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の認定こども園制度の取り組みについてでございます。

平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度がスタートするにあたり、国では幼稚園と保育所両方をあわせ持つ「認定こども園」を地域の実情に応じて導入することとしてございます。認定こども園につきましては、以前より国で学校教育法と児童福祉法の2本立てのもとで推奨していた経緯がありましたが、このたびの新制度では、待機児童の解消を本旨として、許可の簡素化、指導監督及び財政措置の一本化により、より一層推奨しているところでございます。

紀の川市では、一部地域に入所申し込みが集中していることから、希望どおりに入所できない保育所、保育園もありますが、全体的には入所児童数は横ばいであり、また市内にある3カ所の私立幼稚園においては、ここ数年入園が減少していますので、現段階においては、進んで公立保育所を認定こども園に移行することは、入所定数の増加に直接つながらないため考えておりません。私立保育園におきましても、現段階では認定こども園に移行するといった意思表示は示されていない状況でございます。

また、3カ所の私立幼稚園につきましては、市において意向確認したところ、平成27年度には移行しないという回答をいただいておりますが、28年度以降、認定こども園に移行するという意思表示をされた場合は、低年齢児の受け入れの増加につながる可能性もあるため、積極的に推進してまいりたいと考えています。

次に、地域の子育て支援についてでございます。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育についてでございますが、新制度では、教育委員会で行っている放課後子ども教室と一体型に推進することと、対象者を3年生から6年生まで拡大することが示されたところでございます。ただ、年々希望者が増加し、現有施設の対応に苦慮し、新たな施設の整備も行っているところでありますが、新制度の取り組みのためには、国で示されています学校の余裕教室の活用も含め、今まで以上にお願いしていかなければならないと思いますので、今後も教育委員会と協議を重ねて取り組んでまいりたいと思います。

最後に、家庭的保育事業への取り組みでございますが、現在紀の川市内には、認可外の保育園が1カ所、事業所内託児所が2カ所、院内託児所が3カ所の6施設がございます。各施設設置事業者が、子ども・子育て支援新制度において家庭的保育事業等を実施する場合は、基本小規模でゼロ歳児から2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後、いわゆる3歳児以降の受け皿の役割を担う連携施設の設定を含めた認可基準を満たしてれば、認可を推進してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問として、放課後児童健全育成事業、学童保育について、対象者が小学1年生から3年生が、今度の改正では小学1年生から6年生にまで引き上げることとなるということでございます。対象者も、3年生から6年生ということで、単純に考えても倍になることが予想されます。年々希望者が増加し、現有施設では対応できなくなってくるのではないかと。また、児童数の横ばいの小学校もでございます。全体的には、かなり減少しておるところであります。そういう小学校の対応についても、余裕教室も利用できなくなるのではないかと。そういうふうな考えておるのか。

また、減っていく中での学童保育についての対応、かなり減ったところもございませぬ

で、そういうところの処置についても、よろしく御答弁いただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、中尾議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、学童保育については10カ所で開設運営しているところでございます。施設に対する要望もございしますが、現在のところほぼおのおの月決めの予定数内であり、基準面積には問題ないかと考えているところでございますが、議員もおっしゃられましたとおり、今後国で示された対応が必要なことから、希望児童数についてはまだ把握しておりませんが、現有施設での定員オーバーも懸念されるところでもあるかと思っております。

できるだけ待機者を出さない施設が必要と思われまますので、先ほど答弁しました教育委員会との協議ではありますが、支援制度では放課後子ども総合プランで学校施設を徹底活用した実施促進が示されております。今まで、厚生労働省と文部科学省の二重行政であったんですけども、その垣根を越えた法整備で今回の新制度はございますので、今後施設整備も含めまして、教育委員会との協議をより必要になってくるかと思っておりますので、その点、御理解お願いしたいと、そのように考えるところでございます。

それと、減少するというお話でございましたが、現在のところ10カ所で施設を開設するところでは、基本的に学童・児童については増加の傾向にございますので、議員がおっしゃっている減っているというのは、ちょっと大変申しわけないんですけども、御理解お願いしたいと。今現在、児童については、基本的に希望者につきましては、どこの学童につきましてもふえている現象でございますので、その点よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 今の部長の答弁では、学童保育の様子がうかがえませんでした。かなりの対象者がいるのではないかとということでございます。

この新制度におきまして、紀の川市独自の対策、少子高齢化が進んでおるという中で、なるべく子どもを減らさない、また携わっている親御さんたちにもずっと住んでいただけるというふうなことが理想かと思っております。昨年の年間出生者数は103万人弱で、最低記録を塗りかえ、政府の推計ではこれから本格的に減り始め、50年後には50万人を切るとなっております。紀の川市においても、少子化の波は抑え切れなないと思われまます。この新制度を十二分に活用して、地域で安心して子どもを産み育てられる環境の整備を行い、子育てしやすいまちづくりについて、市長の考えをお聞きかせいただきたいと思っております。

それをもって、再々質問といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

保育所なり幼稚園なり、また学童保育、21世紀を担う子どもたちが健やかに、また親御さんたちが仕事の関係で学校から帰っても誰もいないという、そういう状況が非常に多い中で、これらについては学童保育で対応しているわけではありますが、子どもの数の少なくなっているのは、もうこの国、日本全体がそうなりつつあるわけで、相当日本の国民人口が減るのではないかと。また、和歌山県においても、108万県民というその話は長年続きましたが、最近では10万人ほど減って98万人になったというふうに聞いております。

ということで、紀の川市においてもだんだん高校までは紀の川市で育って、社会人に、大学へと向いたときに、帰ってこないという状況であります。そういうことで、ふるさとへ帰って、働く場所の提供できる企業誘致なり、また子育てしやすいという環境の整った紀の川市にしていかなきゃならないと、そう思っております。

学童保育一つにいたしましても、非常に多くの子どもたちが場所・場所に出られる、もう何とか増築、改築しなけりゃならないというふうなところもございますし、また少数の子どもたちが通う小学校等については、いろいろと対応も考えていかなきゃならないという状況もございます。いろいろと議会の皆さん方とも相談をさせていただきながら、そういう子育ての環境しやすい紀の川市づくりに今後頑張っていかなきゃならんなど、そう思っているところでございまして、皆さん方の御協力よろしくお願いしたいと、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、「子どもの貧困」の解消に向けてというテーマでの質問です。

子どもの貧困とは、国連総会での定義づけによれば、単にお金がないというだけでなく、子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定と考えられるということになります。日本では、2009年、平成21年に政府が初めて相対的貧困率を公表したことにより、子どもの貧困を社会問題として捉えられるようになり、その解消に向けた研究や対策が、官民それぞれの領域で取り組まれてきています。

しかし、依然として子どもの貧困は解消されていると言える状況にはなく、例えば子どもの貧困を捉える一つの指標である貧困率で見れば、厚生労働省の平成25年国民生活基礎調査によると、平成24年、2012年の子どもの相対的貧困率は16.3%と、過去最悪を記録しています。これは、OECD（経済協力開発機構）、加盟国34カ国中25位という深刻さです。相対的貧困率は、その国の一人一人を所得順に並べて、そのちょうど真ん中の人の2分の1以下の所得の人の割合をいいます。

例えば、平成24年の貧困ラインは、4人家族で年間244万円の可処分所得ということになり、4人家族の場合、244万円以下の家庭は、この相対的貧困率の中に入ってくる

るということになります。ちなみに、この金額は生活保護の最低生活費を少し上回るという程度です。

今の日本では、全ての子どものうち16.3%、6人に1人の子どもが生活保護の最低生活費に近い所得で暮らしているというのが現状です。さらに深刻なのは、ひとり親家庭世帯で、その相対的貧困率は54.6%になっています。正社員ではなく、非正規雇用でしか仕事がない。とりわけ女性の非正規雇用率は高く、働いても経済的困窮状態から抜け出せないなど、子育て世代を取り巻く雇用環境は、依然として深刻です。

貧困が子どもに及ぼす影響は、例えば親の所得の高さと子どもの学力が比例すること。学歴や健康への影響、貧困家庭で育った子が親になったときにも、貧困状態にある貧困の連鎖、貧困の世襲とも言われる状況が指摘されています。

こうした中で、昨年国会では議員立法により、子どもの貧困対策の推進に関する法律、「子どもの貧困対策法」が施行され、また「生活困窮者自立支援法」が施行されました。今後、法律の定めによって子どもの貧困の解消に向けた取り組みが進められることになり、紀の川市にとっても子どもの貧困の解消に向けた役割が改めて問われてくることとなります。

紀の川市の子どもの実態がどうかを見ると、例えば小・中学校の就学援助率は、5町合併翌年の平成18年度が、小学校8.6%、中学校9.8%から平成25年度では、小学校10.7%、中学校13.5%とふえています。ひとり親世帯数もふえているのが現状で、紀の川市の子どもと子育て世帯の経済状況はよくなるのではなく、むしろ悪化していると言えます。

親の経済力の違いや家庭の子育て力に違いがあっても、全ての子どもが健やかに生まれ育つことのできる紀の川市であってほしいという思いから、これまで子どもへの貧困にかかわって質問をしてきましたが、今回、不十分さはあるものの、法律として子どもの貧困対策がうたわれるという到達点に立って、改めて質問したいと思います。

一つは、子どもの貧困の実態をどう認識し、子どもの貧困対策法とその大綱をどう捉えるかということです。子どもの貧困対策法は、子どもが生まれ育った環境で将来が左右されないことを目指し制定されました。この法律では、どういう状況が貧困なのかという基本概念が定義づけされず、貧困率の削減目標も盛り込まれないなど不十分なところもありますが、子どもの貧困解決に社会全体で取り組んでいく第一歩になっていくものと思います。

また、この法律に基づき、貧困対策法の課題や目標を示した子どもの貧困大綱が、ことし8月に閣議決定され、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることをうたい、教育支援、生活支援、保護者に対する支援、経済支援の4項目で課題を掲げています。こちらも不十分さはあるものの、この対策法や大綱がまとめられたという到達点は大きいものがあると考えます。これを積極的に受けとめていくのかどうか自治体に問われてくると考えますので、子どもの貧困の実態に対する認識、貧困対策法をどう捉えるのか、お聞きをいたしま

す。

二つ目は、子どもの貧困対策法、それから生活困窮者自立支援法に基づき、紀の川市としてどう対応し、子どもと子育て世帯に対して支援をどう進めるのかということをお聞きしたいと思います。大綱では、既存の施策を並べている部分もありますが、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて、学力保証や学校を窓口として福祉関連機関との連携を進めるということも盛り込まれており、市長部局と教育委員会それぞれでの役割の発揮が求められてきます。

また、紀の川市として、子どもの貧困の実態の把握と解消に向けた数値目標の設定をする就学援助の基準の拡大、学習支援、ひとり親世帯への家賃補助などの施策をとっていく必要があると考えますが、どうでしょうか。

以上を1回目の質問といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、私のほうから、石井議員の一般質問のうち、保健福祉部の所管する部分についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の「子どもの貧困」の実態はどう認識し、子どもの貧困対策法とその大綱をどう捉えるかという御質問ですけれども、「子どもの貧困」につきましては、平成22年3月議会におきまして、この問題について議員から一般質問があり、「子どもの貧困」についての統計指標の根拠についてと支援の必要な方への市の取り組みについて、前部長から答弁をさせていただいた経緯がございます。

「子どもの貧困」統計として厚生労働省が発表している相対的貧困率は、2007年度では15.7%、2012年には、議員も言われましたが、16.3%と、確かに上昇してございます。ただ、前回の答弁でもそうでしたが、この相対的貧困率の根拠については、専門の方からは年間所得をもとに算定される相対的貧困率では、貧困の状態が的確に把握できないとの指摘もあるようでございます。

また、相対的貧困とは、「生活水準と比べ低い層または個人」と、漠然とした定義づけもあるようでございます。

そうしたことから、議員御質問の子どもの貧困の実態をどう認識しているかについては、個々の相談業務の中での確認はできますが、発掘してまでの作業は困難ではないかと思われる。ただ、経済的な貧困から生じる教育、健康などの格差、虐待など子どもに大きな影響を及ぼしているのも事実であるかと思えます。

そういう中、国では、平成25年に、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを本旨とした子ども貧困対策法及びその大綱が施行・整備され、国、自治体及び国民の責務を条文化し、問題解決に取り組まなければならない」と定めたところでございます。

市といたしましては、経済が低迷することから、保護者の経済的貧困により子どもへのかかわりにゆとりがなくなることから、いろいろな事案が起こっていることについては十分承知しているところであり、これまでもその事案ごとに側面からではありますが、民生委員さんの方々、家庭相談員、学校の先生方等関係機関の協力のもと、全力で取り組んできたところでございます。その上で、このたびの法整備は重く受けとめなければいけませんし、より一層子どもや子育て世帯の環境整備等に対する支援に取り組んでいかなければならないと考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

続いて、二つ目の子どもの貧困対策法・生活困窮者自立法に基づく実態把握と解消に向けた数値目標についてでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、現段階においては困難な作業であると思われま。しかしながら、今後は国の法整備に基づく具体的な施策を予算化するためには、当然その対象についての根拠が示されると思われま。ので、国の動向を注視しながら解消に向けた取り組みを行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、ひとり親世帯についてであります。厚生労働省の発表では、議員もおっしゃったとおり、50%以上の世帯が貧困状態であると報じています。紀の川市では現在、ひとり親に対する支援、施策といたしましては、父子・母子世帯に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭の医療費補助、医療費助成、また母子寮による母子の保護、母子家庭自立支援の給付金の支給などを行っているところであります。議員提案のひとり親に対して家賃補助などの施策については、市独自の施策としては今のところ考えていませんが、この法整備の中で具体的に示されれば、当然考えていく必要があると考えてございます。

なお、生活困窮者自立支援法に関する施策につきましては、今後の支援対策内容によって、関係部・関係課と調整しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、私のほうから、教育部所管部分について御答弁を申し上げます。

はじめに、議員御質問のありました就学援助制度の基準拡大につきましてでございます。

教育基本法及び学校教育法の規定により、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し就学の援助を行い、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をすることを目的として、紀の川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱を定めて取り組んでまいっております。支給対象者といたしましては、生活保護法に基づく保護者、市町村民税非課税者、固定資産税・国民健康保険税・国民年金等の減免等がされている方、児童扶養手当の支給対象者等が対象となっております。

支給内容といたしましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、給食費等となっております。就学援助の率につきましては、議員先

ほど御質問のとおりでございます。

平成17年度の補助がなくなり、準要保護の児童・生徒に対する就学援助費が一般財源化されて現在に至っております。就学援助の給付対象につきましても、経済的理由により義務教育における教育の機会を損なわないよう、就学困難と認められる児童・生徒に対し、財政状況が今後厳しくなる中ではございますが、現状の就学援助費支給要綱の支給基準で今後も必要な援助を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、子どもの貧困連鎖解消のための学習支援の御質問でございますが、紀の川市の義務教育では、貧困対策としてだけではなく、全ての学校におきましてどの子にも隔たりなく義務教育の目的を達成すべく、少人数指導や一つの学級に複数の先生が入るといったTT指導も行っておりまして、学習の指導体制の工夫や充実を図り、きめ細やかな教育の推進を行っているところでございます。

また、学習の定着に課題のある児童・生徒につきましては、就学援助費の支給の有無にかかわらず、どの子にも放課後や休憩時間を利用して補充学習を行っているところでございます。

また、議員御質問のありましたプラットフォームとしての学校の位置づけでございますが、児童・生徒一人一人の健やかな成長を願い、学校が子どもにとって貧困を断ち切るための拠点となるようなプラットフォームにつきましては、現在まだ国・県等からの指導は来ておりませんが、本市といたしましても今後取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、教育部の答弁とさせていただきます。

○議長(高田英亮君) 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番(石井 仁君)(質問席) 保健福祉部長と教育部長から答弁をいただきまして、まず保健福祉部長にお聞きをするということになるかと思うんですけども、相対的貧困率だけでは子どもの実態というのはつかみ切れないというのが、それも一つは、僕もあるのかなというふうには思いますが、それと保護者の経済的な貧困で、親の余裕がなくなっているいろいろな事案が起こっていると、それにも対処、今現在もされているということが言われてありました。

今、国のほうでも、今の子どもの置かれた状況を相対的貧困率という捉えやすい数値では出したところではあるんですけども、なかなか何が貧困かということもこの法律でも定義づけられていないとか、まだまだこれからなのかなというのが現状だと思います。今、必要なのは、国もですけども、紀の川市でも子どもたちの置かれた状況がどういう状況にあるのかと。例えば、全国で貧困率が16.3%ですけども、紀の川市ではどうなのかと。それよりも大きくなっているのか、低いところであるのかとか、それは就学援助率を全国と比べても、一定見ることもできるんですけども、紀の川市でどうなのかということがないと、紀の川市としての施策も打っていけないのかなというふうに思っています。

例えば、経済的な理由、背景から、必要な医療であったり食事がとれていない子がいないのか。それから、経済的な背景から進学を諦めたり、勉強どころではないという状況に追いやられている子がいてないのか、いてたとしたらどう対応するのか。いろんな紀の川市の子ども置かれた状況というのは、保健福祉部だけではないと思うんですけども、そこを明らかにしていくということがまずあって、この貧困対策というのはとっていくことができるかなというふうに思います。

先ほども部長、対策法に基づいていろんな施策を打っていく上で、数値であるとか、状況というのは調べていくことにもなるし、明らかにもなっていくということも言われていたかと思うんですけども、市としてどう子どもが安心して安全に育っていけるという状況をつくる上で、今の状況がどうなのかということを実態を把握していく作業ですね、今の時点では、それが対処するのとあわせていってくるのかなというふうに思うんですが、その点どうかということ、ちょっと保健福祉部だけの仕事ではないというふうに思いながらですけども、お聞きをしたいなというふうに思います。

それから、教育部のほうで先ほども答弁いただきまして、学習支援で言えばどの子にもということやっておられるということで、私も貧困やからこの子を入れよというふうな、そういうやり方というのが実際現場にはなじみにくいのかなというふうにも思いながらおるところなんですけれども、そのプラットフォームということで、大綱では位置づけということですけども、位置づけはあられたとしても、人的な配置がないと、校長先生がするんですかと、教頭先生がするんですかと、現場の担任の先生がするんですかと、保健の先生がするんですかとということになって、今でもいろいろ成果やっていたいていると思うんですけども、新たに、じゃ、仕事が仮に来るときに人的な配置がないとなかなか現場では対応し切れないのかなと、プラットフォームだといっても、それがもうかけ声で終わってしまうんじゃないかなというふうに思います。

国のほうは、ソーシャルワーカーの配置もしていくということは、そこは大綱でも書いているんですよ。紀の川市の、仮にこの貧困対策ということをするすると、スクールソーシャルワーカーの先生来てもらってというふうな形に具体的にはなるのかなというふうに思うんですけども、今の配置であったり、今後の増員の見通しですね、どんなふうになっているのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、石井議員の再質問にお答えさせていただきます。

教育や健康などの格差、また余裕のないところから虐待などを引き起こすこと、経済的困窮からの連鎖による原因であるというのとは否定できないかと思うところがございます。ただ、その基準につきましては、私、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。例えば、同じ生活水準であっても、保護者の分配方法によりまして子どもの環境が変わる

ものの例もあろうかと考えるところでございます。ただ、議員が言われるように、行政として子育て支援をしていく上では、それらの実態把握、または数値目標、これについてはいろいろ長計でも示していますとおり、大変重要な目標数値になろうと考えるところでもございます。

その上で、今回社会問題した上で、今回国のほうでもこの法整備をして自治体の取り組みとして責務を明確化した経緯がございますので、今後はこの法整備を重く受けとめて、支援のための具体策、また根拠が示された場合については、一つの部だけの施策ではいかないかと思いますが、関係部と連携しながら子育て支援に邁進してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（白席） それでは、ただいまの石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御質問のありましたプラットフォームとしての学校の位置づけで、人的な配置がなければ今後の取り組みが難しいということで、今後の見通しについてということでございますが、現在、紀の川市でも実際行っております貧困家庭対策とありますが、若干気になる児童・生徒の対策ではございますが、例えば日々子どもたちの様子を、朝の声かけ、それから健康チェック、授業の中及び休憩時間の様子、日記指導等で丁寧に現在も見てございます。気になる児童・生徒があれば、担任だけでなく、養護教諭、学年主任、管理職などで話を聞き、必要であればスクールカウンセラーや教育相談員、また議員御質問のありましたスクールソーシャルワーカー、あと子育て支援課や児童相談所など、専門機関とも連携をしてみたいと考えてございます。

さらには、子どもたちのさまざまなサインを見逃すことのないよう、支援体制の構築についても取り組みたいと考えているところでございます。

また、本市では、大人もともに子どもたちと育ち合う地域のつながりを再構築するということを目指した「地域教育コミュニティ」を進めてございます。地域住民が学校教育活動を支援する取り組みで、現在荒川中学校区で実施してございますが、順次、他地域にも実施できるよう現在取り組みを進めているところでございます。学校と地域が結びつき、子どもたちの豊かな育ちと学びを支える基盤をより強化にするためにも積極的に推進し、これからは学校、地域、家庭、行政がしっかりと連携し、紀の川市の子どもたちを育てていかなければならないと考えてございます。

最後に、増員の話ではございますが、県配置の先生方やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーというところの増員につきましては、今後とも県教育委員会へ積極的に働きかけてはまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしく願います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再々質問ということで、市長にお聞きをしたいと思
います。

以前、2009年に子どもの貧困ということで質問させていただいたときに、市長が、
「子どもの貧困について、私はこの言葉は本当に気に入りません」と、「どうしても所得
が低い家庭において、社会として、また行政として見守っていくことは大事である
ということが基本」というふうに言われました。この答弁というのは、市長してどの子も大
事にしていくと、子どもの貧困という状況があってはならないということを市長として宣
言されたというふうに、私は捉えたいというふうに思っています。

今、子どもの貧困対策法という法律ができて、閣議決定もされた大綱ができて具体化さ
れていこうとしている中で、市長としてどう考えておられるのかということをお聞きをし
たいというふうに思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 前々回ですか、子どもの貧困ということには、その言葉
は私、反対だと。私も貧困家庭で育った母子家庭で、おやじが戦死をして母親に育てても
らった、そういう関係の環境の中で育った一人として、私が貧困であると位置づけるのは
不適切だとの思いで答弁をさせていただきました。今、そのつもりは同じであります。

そんな中で、国での法律までできてきている状況の中で、母子家庭はじめ気の毒な家庭
で育てている子どもさん方が、学校でも、社会でも、同じような状況で健やかに成長ので
きる社会をつくっていくという法律にするべきではないかなと。それも、もちろん考えて
くれていると思いますが、子どもの貧困ということは、私は不適切だと、そう思っており
ます。紀の川市も、国に準じてそういう子どもが一人でも少なくなるように一生懸命努め
てまいりたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、3番 船木孝明君の一般質問を許可します。

はじめに、高齢者対策についての質問をどうぞ。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 高齢者対策について、質問いたします。

本市町は紀の川市の中心にあり、交通網も完備され、病院、店舗が建ち立ち並び、都市

機能が定着しているということです。ただ、私がこれから質問するのは、過疎化が一段と進んでいる僻地の問題です。山間僻地においては、年々荒廃地が非常にふえ、またそれに伴い高齢者もますますふえ、ここ何年かすると国が提唱している地域の人口の55歳以上が50%を超えれば「準限界集落」、65歳以上が50%を超えると、言われている「限界集落」、70歳以上が50%を超えれば「消滅集落」と言われておりますが、この僻地においても、このまま進めば限界集落に行くことが避けられないのではないかと思います。

そこで、現状問題として隣近所が非常に少なくなり、家や畑で作業中に倒れていても、ひとりでどうしようもなく新聞配達の人に助けられたり、また隣が空き家で本当に近所に誰もいなくなり、きょうのように雨が降ったり雨が続くと、2～3日人と話したことがないと。孤独死や認知による徘徊で道に迷い、変死する人も最近防災放送等へ耳にしております。そうしたことがますますふえてくると思われます。

最期まで住みなれた地域で、その家で、畑で暮らしたいという地域住民の思いを市の福祉行政として今後どのように対応していくのか、質問させていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、船木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年度があと10年余りと迫る中、要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症、高齢者やひとり暮らし高齢者の増加とともに、地域のつながりの希薄化など、高齢者を取り巻く環境は複雑・困難な課題が山積しています。

このような課題に対しまして、高齢者が地域でいつまでも明るく、生き生きとした生活を送ることができる仕組みや高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制の整備が求められている中、民生委員の方々をはじめ、サービス事業所、地域住民、医療関係者等と行政とが連携して、地域づくり、ネットワークづくりに鋭意取り組んでいるところでございます。

議員御指摘の山間地域においては、高齢化率が高く、限界集落と言われる地域もあるのですが、この問題はより深刻であると認識しております。そのため、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、見守りや安否確認を地元の民生委員、地域住民の皆様にご協力をお願いしているところではあります。来年度より重点事業として高齢者の孤独感の解消、安心感の提供並びに孤独死の防止を目的とした高齢者見守り事業に取り組む計画でございます。

また、防災面では、支援の必要とする高齢者に対しましては、災害時に避難場所での生活が困難と認められる人の施設での一時入所の対応や自力での避難が困難な方への支援を迅速かつ円滑に行うため、地図情報を利用した災害時要援護者システムを導入し、災害時要援護者名簿の登録を推進しています。

さらに、一般高齢者や要介護・要支援者認定者へのアンケートを実施して、高齢者の意識や生活実態、ニーズ等把握して、3年ごとの介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の

策定に役立っているところでございます。

いずれにいたしましても、高齢者一人一人が自分に合った暮らしの中で心豊かに安心して暮らし続けられるよう、今後も生活支援、サービスの充実に向け取り組むとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発に努めてまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

松木孝明君。

○3番（松木孝明君）（質問席） ただいま御答弁で、民生委員ということでお答え願ひましたけれども、今そうした現状の中、僻地の住民がいつまでも健康で生き生きと暮らせる地域の本当に役立っている民生委員や福祉ボランティアの温かく見守ってくれている地域住民にとっても、行政にとってもなくてはならない必要な存在です。

しかし、そうした支援して支えている人もだんだんと高齢化が進み、特にある地区においては、民生委員は地域によって後継者が見つからず、民生委員推薦委員が人選に苦慮しているとも聞いております。民生委員は地域が推薦し、厚労省が委嘱すると聞いておりますが、今後ますます過疎化して人口も減少していく中、年齢制限とか地域の人口のそういった条件があるのか、これも質問させていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、松木議員の再質問にお答えさせていただきます。

民生委員の年齢制限という御質問でございますが、国の選任の基本方針として、原則として75歳未満の者とするよう努めることとなっております。ただし、在職中に到達する方、また特例として市の推薦委員会で、健康で民生委員に適しているとの理由が付記された方であれば、していただくことができるようになってございます。現在、181名の民生委員さんをお願いしているわけなんですけれども、その該当者につきましては、3名の方がいる今の現状でございます。

続いて、民生委員さんの条件でございますが、適格条件が国のほうでも示されており、適任者として、例えば社会福祉の精神に富み、人格・識見ともに高い方、また地域の実情及び精通している方、また健康である方等、5項目のことについて提起されてございます。また反面、不適任な者としての定義もございまして、当該市の選挙権を有しない者、また職権の中で地位を政党、または政治目的に利用するおそれのある方については御遠慮いただく形になってございますので、その点、御理解お願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

松木孝明君。

○3番（松木孝明君）（質問席） ただいま、民生委員等について御答弁いただきましたが、民生委員さんも仕事の幅が非常に多忙で御苦労なことと思います。また、そうした中

で、プライバシーということも重要になってくると思いますんですけども、これは高齢者においては認知症、そういったことについては地域の包括センターとともに公な仕事にもなってくると思います。

そうした中で、これからも高齢者問題は民生委員だけではどうしてもできない。地域包括センターとともに、この地域に高齢者が何人、また75歳以上の後期高齢者が何人住んでいるか。また、要支援、要介護が何人いるかを行政で把握し、地域高齢者マップを作成し、緊急時の避難連絡所を役立て、また早期治療で生死を争う心筋梗塞等の搬送用の緊急ヘリの発着場所などを明記し、今後の僻地行政や高齢者対策の指針にしてはどうかと提案、質問します。

また、僻地はもちろん、僻地でなくても今言われているように、千里ニュータウンにおいても孤独死が年々ふえています。そうした中、核家族でひとり・二人家族がふえてきています。そうした中、小学校ではお子さんの登下校時は子ども見回り隊というのが非常に活躍して助かっておるわけですが、こうした高齢者にも新聞配達員、郵便配達員等地域みんなで守り隊や声かけ隊に協力していただき、特にJA紀の里農協が毎月外務デーで農家一軒一軒の組合員宅を回っておられます。そうした人たちとともに、見守り隊組織をつくったらどうかと思いますが、このことについて御質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、船木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の高齢者マップの件ですけれども、現在のところ、市としては全ての対応はできていない現状かと思いますが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によりまして、災害時みずから避難することが困難な方で支援の必要な方の名簿作成が、自治体で義務づけられた経緯がございます。そのことから、広報周知とあわせて、在宅で身体障害者1・2級の方、また介護認定3から5の方には、市から直接郵送により名簿作成を実施しまして、郵送に基づいて返送された方にして名簿作成実施して、その中で情報提供を同意された方については、民生委員さん、また自主防災組織等の避難支援関係者に情報提供をしているところでございます。

また、これらの情報、先ほども答弁しましたが、地図情報を利用した災害時要援護者システムで管理しているところでございますので、御理解願いたいと思います。

それから、ドクターヘリのお話もあったかと思うんですけども、ドクターヘリにつきましては、現在紀の川市で12カ所の基地設置をしているところでございます。議員の地元であります桃山地区におきましても4カ所、螢の里、それから安楽川の奥安楽川広場、それから桃山グラウンド、それから細野溪流キャンプ場、この4カ所が今基地の設置になっていますので、追加して説明のほうをさせていただきます。

それと、もう一つの見守り隊の件でございますが、既に紀の川市では市内企業とともに

つくる地域のSOSという事業で、気づき隊の事業をして展開しているところでございます。市内の銀行、郵便局、ヤクルト、それから新聞販売店、運送業者、合わせて現在57事業所と協定を締結し、地域の情報、ひとり暮らしの高齢者や児童等のSOSをできるだけ把握し、迅速な救済措置をすることについて取り組んでいるところでございますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 次に、僻地における農業者問題についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 僻地における農業者問題について、御質問します。

有害鳥獣による被害防止対策について、年々大きな課題となっております。近年、耕作放棄地が非常に多く、有害鳥獣による被害も9,000万円余りと聞いて、深刻な問題になっています。そうした現実を考慮して、県からも年間を通じて有害鳥獣捕獲の許可が出ているように聞いております。

昨年捕獲したイノシシやライグマ等で850頭の被害があると聞いておりますが、その処分が最近大きな問題となっております。特に、有害駆除期間、4月から9月までに駆除されイノシシは食肉に適しないため、死骸の処分を地元の畑、そうしたところに埋設するという、数が少なければそうしたことで今後ますますこの数がふえてくると思います。そうしたことで、今後行政がどのように取り組んでいくのか、質問します。

また、近年、市町村では行政も処分しているところも聞いておりますし、民間もしているところも聞いております。動物の死骸を処分するのは大変なことです。いろいろの許可も要ってくると思います。そこで、本市においては、新しくできた火葬場、ごみ焼却場の一環を、また封鎖された旧火葬場に動物の死骸専門の火葬場を設置してはどうか、これもあわせて質問します。

また、補助金面では、イノシシ防除の電気柵の補助金、一時50%だったのが30%にカットされたそうです。イノシシがどんどんふえていくのに、補助金がカットされるということが非常に深刻な問題で、今後見直しも含めて、今後の取り組みを質問します。

また、被害が深刻な中山間地域での鳥獣による被害防除と保護計画をどのように行っていくのか。例えば、一部地域市内にモデル地区を設置し、紀の川市JA紀の里消防猟友会、農家、地域の若い人たちが中心となり、有害補助連合会を立ち上げて、捕獲計画の起爆剤にしてはどうか、今後の取り組みを質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 船木議員の僻地における農業者問題についての御質問に御答弁をいたします。

有害鳥獣による被害防止対策についてでございますが、鳥獣は、自然界を構成する重要な要素の一つであります。近年イノシシやライグマ等の生息分布域の拡大、耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域を中心に市内全域に鳥獣被害が拡大をしております。

まず、農業被害を防止すべく鳥獣捕獲につきましては、狩猟免許を所有する猟友会等への委託等を中心として実施してきましたが、近年、狩猟免許取得者の高齢化と新規取得者の減少により、平成25年度市内で狩猟免許を有している者は176人とどまっており、加えて捕獲鳥獣の処理についても、捕獲数増加に伴う適切な処理場所の不足や高齢化等による埋設作業の負担増など大きな問題があることも事実であります。

和歌山県及び紀の川市では、農林業従事者みずからが捕獲できるよう狩猟免許取得を奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術を高め、効率的かつ安全な捕獲活動を推進するための取り組みを行ってございます。また、狩猟免許取得支援事業として、銃猟免許・わな猟免許取得の支援を行い、本市では平成25年度で銃猟免許1名、わな免許6名の補助を行いました。引き続き、狩猟免許の取得の必要性を積極的に周知してまいりたいと考えてございます。

また、イノシシ捕獲おりの設置につきましては、わな猟免許取得者に限られてございますが、捕獲おり購入時の補助金制度の導入につきましても、今後検討してまいりたいと考えてございます。

次に、猟友会が捕獲した鳥獣は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」において、全量回収するか、または適切に埋設処理することが基本とされてございます。平成14年度の法改正により、捕獲した鳥獣の個体の全部または一部は、適切な処理が困難な場所や生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合を除いて、捕獲した場所に放置してはならないとされてございます。

猟友会の皆様方には、鳥獣肉として有効活用できる時期は負担も少なく済みますが、これら以外の時期は処分に変な苦労されていることも承知してございます。法令遵守の上からも、狩猟後は捕獲した鳥獣を持ち帰るか埋設するなど、適正な処理をするよう文書等により指導を行っているところでございます。今後も和歌山県や鳥獣保護員と連携をとり、^{ざんし}残滓を放置することのないよう狩猟マナーの指導を徹底してまいりたいと考えてございます。

こうした法の取り決めがあるわけではございますけれども、法律により鳥獣の放置が禁止されてございますが、また罰則も設けられてございます。しかしながら、猟友会の地域の皆様方には処理に変な御苦労をいただいていることも認識してございます。

以前にもイノシシを焼却場で処分できないかといった一般質問もいただいております。現状では個体が大きく、また焼却すれば施設の損傷を招くといった理由により実施できておりません。適切な処理施設の不足等が県下全域で問題となっております。捕獲した鳥獣を地域資源として捉え、肉等の加工・販売を通じて地域活性化につなげる取り組みを推進することに加え、今後、市関係部局とも調整をとりながら、また近隣市町とも広域的な取り組みができますよう働きかけを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、鳥獣被害防止対策であります。農作物を有害獣から守り、農家の経営安定と生産振興を図るため、電気柵等防護柵の設置に要する経費の補助金を交付してございます。

現在、県補助事業と市単独補助事業を並行して実施してございますが、2戸以上で取り組む県事業のほうが高率補助であるため、共同で設置するよう農家の皆様方にはお願いをしているところでございます。また、市単独事業につきましては、今後被害の状況を見た上で補助率等対策の見直しを随時検討してまいりたいと考えてございます。

本年、新たな取り組みとして、紀の川市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、農家や関係団体が連携、協力して農作物等に対する被害防止対策を進めているところでございます。計画では、国からの補助を受け、被害の激しいところに侵入防止柵の設置、暗視カメラつきイノシシ捕獲おりの購入設置等により、被害の軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

また、対策協議会設立に伴い、猟友会会員を中心として、紀の川市鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲駆除など被害防止施策を積極的に取り組むこととしてございます。

議員が御質問の中山間地域での深刻な被害につきましては、和歌山県、JA紀の里、猟友会組織の関係団体と協力しながら今後対策を講じてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 鳥獣被害と違いますので非常に御迷惑かけますが、今、国では少子高齢が進み、我が紀の川市の僻地においては、大半が65歳の高齢化の数少ない農家によって地域が守られております。この農家がなければ、田畑も荒廃し、地域も自然消滅に入ってしまうと思います。これからも予想もつかない厳しい状態が迫ってきます。そこで、一生懸命地域を守っている農家の高齢者が抱えている問題をいかに支援するかを質問します。

それで、まず国の高齢者社会基本法では、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を支援すると提唱しておりますが、高齢者が何もしないで昼夜家に閉じこもりテレビを見ていると、やがては認知症になり、また介護が必要になってきます。そうした高齢化により、作業を円滑にするために、だんだんと70歳を超えると自動車の運転免許の講習がございませう。

そうした中で、高齢者に対して、車の運転が困難になった人に対して安全な農耕用作業が必要になってきます。農作業車がなければ何もできず、すぐに耕作放棄地がまたふえてきます。しかし、新車購入するには何十万円もかかるので、収入の少ない高齢者の農家にとっては大変な負担です。そこで、現在行政からの支援を受けている認定農業者が、農機具等を含めての補助金制度を高齢者にも適用できないか。また、低額リースで制度も取り入れていただけないか、質問します。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 船木議員の再質問の高齢農業者に対する農作業車等補助金の支援についての御質問に御答弁をさせていただきます。

現在、市では基幹産業である農業の振興を図る目的で、認定農業者が農業改善計画を達成するための機械購入費に対しまして、経費の一部を補助する制度を設けてございます。

この制度は、現状の農業経営を改善し、経営規模拡大を図ることでより安定した営農が実現できるよう支援するもので、単に高齢者という概念だけでこうした補助制度を制定することは困難であると考えます。

議員が申されたとおり、中山間地域では農業就業者の減少が進む中で、高齢でありながら現役で農業生産活動を行っていらっしゃる就農者も多くいらっしゃいます。こうした方々がいるおかげで、農用地の荒廃をおくらせ、加えて地域の文化・伝統の継承や地域問題についての調整、また農業経験が浅い新規就農者等への相談や豊富な経験による農業技術の伝授などの役割をしっかりと果たしておられます。

こうしたことから、今後市といたしましては、高齢農業者自身が安全に農業を営んでいけるように、農作業の軽労化対策などの取り組みや地域内外での助け合い活動への支援、また生きがい対策などの取り組みについても、関係機関や市関係部局との調整を図りながら、制度構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、17番 室谷伊則君の一般質問を許可します。

まず、はじめに、（仮称）京奈和関空連絡道路についての質問をどうぞ。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） ただいま議長から許可が出ましたので、通告順に従いまして一般質問を行います。

まず、はじめに、（仮称）京奈和関空連絡道路について、次の2点についてお伺いいたします。

まず、1点目に、京奈和関空連絡自動車道の進捗状況について、お尋ねをいたします。

紀の川市の都市計画マスタープランの中にも、広域連携道路としての位置づけされている京奈和関空連絡道の当初計画から今日までの経緯、進捗状況はどのようになっているのか、お答え願いたいと思います。

この質問については、市長を先頭に、鋭意日々努力積み重ねていただいているところではあると思うんですけども、さらなる京奈和関空連絡道路実施実現に向けての今後の取り組みもあわせて、後ほど答えていただくとおもうんですけども、まず今まで取り組んでいた経緯をお知らせ願いたい、そのように思います。

また、2点目に、連絡道路実現に向けて、今後どのような取り組みをされていくのか。

まず、この2点について、担当部局から答弁を求めたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、1点目の（仮称）京奈和関空連絡道路の進捗状況について、御答弁申し上げます。

中村市長が就任以来、提唱し、政策目標に掲げられる（仮称）京奈和関空連絡道路は、京奈和自動車道紀の川市インターチェンジから阪和自動車道上之郷インターチェンジまでの約9キロメートルを国直轄の高規格道路で接続していただきたいと要望しているものでございます。

現在、紀の川市と大阪府を結ぶ幹線道路といたしましては、来年春の開通を目指し、国直轄で鍋谷トンネルの工事が進められております那賀地区から和泉市へ通ずる国道480号と打田地区から泉佐野市方面へ通ずる県道泉佐野打田線がでございます。中でも、県道泉佐野打田線は、和歌山県側は既に整備されているものの、大阪府側は合併以前より強くその必要性を要望してまいりましたが、未改修となっております。

このような状況にあって、平成21年2月に紀の川市と泉佐野市の2市により「紀の川関空連絡道路推進協議会」、現在の「京奈和関空連絡道路促進協議会」を設立し、和歌山県及び大阪府に対して、「国直轄事業の推進母体となっていきたい」とした旨の要望を行ってまいりました。

また、協議会としての要望活動と同時に、市長から県への強い要望により、県道泉佐野打田線において、国道424号の終点でございます国道24号交差点から紀の川市インターチェンジ付近、市道那賀打田線交差点まで、約2.9キロメートルの間、インターチェンジへのアクセス道路として、今後交通量の増加が見込まれることから、平成25年10月に和歌山県が、現在の2車線から4車線に変更する都市計画決定を行ってございます。

以上のような経過を踏まえ、（仮称）京奈和関空連絡道路につきましては、県議会でも取り上げられ、また知事の御発言、さらには県選出の国会議員におかれましても、その必要性には前向きな御発言をいただくなど、機運は上昇しつつあると実感してございます。

そして、現実として、京奈和自動車道紀北西道路は、平成27年度中には開通される見通しとのことでございます。

このような状況のもと、改めて「本連絡道路こそが大阪と和歌山を結ぶ産業・経済の発展はもとより、震災時の緊急輸送ルートとして、国土強靱化の本質を担う新たな県道軸なるものである」との中村市長の強い決意を受け、直接泉佐野市長と協議した結果、現在の2市での協議会組織を和歌山県側紀北から紀中に至る関係市町に、また大阪府側についても、泉佐野市周辺の泉南地域に拡張し、本件構想に賛同依頼を行い、建設促進を訴えていく組織として、現協議会を発展させた「（仮称）京奈和関空連絡道路 建設促進期成同盟会」の設立を目指すこととなりました。

このことから、平成26年9月の協議会総会にて、同盟会設立に向けた準備活動の承認を得て、和歌山県側は紀の川市が、また大阪府側は泉佐野市が、各自治体に加盟依頼を行うこととし、事務局レベルでの趣旨説明の後、市長から各市長、町長、また議会議長へ説明を行い、現在は順次紙の回答は届いているところでございます。

なお、加盟要請を行った自治体につきましては、和歌山県側では、橋本市、高野町、九度山町、かつらぎ町、岩出市、和歌山市、海南市、紀美野町、有田川町の4市5町、大阪府側では、貝塚市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の3市3町に依頼し、現在の2市に加え、総数9市8町17自治体でございます。

また、今後の取り組みでございますが、府・県当局への参画を要請しつつ、加盟いただく各自治体との協議、調整を行うとともに、具体的な活動方針を見据えながら、平成27年春以降に現協議会を閉じさせていただき、新たに同盟会を設立してまいりたいと考えてございます。

本構想の実現に向けて、その道のりは非常に険しく、まだ第一歩の領域を超えるものではございませんが、市長の掲げる「安心・安全そしてつよいまちづくり」に寄与し、そして和歌山県紀の川市の未来を開花させる、また市民の総意として実を結ぶ一大プロジェクトとして、（仮称）京奈和関空連絡道路の実現について、今後とも御理解、御協力を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） ただいま担当部長から、今日までの進捗状況、取り組み等々御答弁いただきました。

私も産業建設常任委員会の一員として、県のほうへも一緒に県知事に要望等々、足を運ばさせていただいた経緯もございます。先ほど部長からもありましたように、この紀の川市にとっては、今後将来的になくってはならない、本当に大切な大切な道路の一つである。また、この東日本大震災を契機に、いろいろな災害防災対策というのめかなり各自治体でも取り組まれております。また、いざ災害が起こったときのそういった輸送物資等々の搬送の一つの大きな紀の川市にとっては、生命線であるこの道という位置づけで私も捉えております。

いろいろ手順的に、また経緯的にも順序があると思いますけども、今中心となって行政側が先頭を切って、国・県に働き、また要望をしていただいているところではございますけども、これをまた広く市民の方々にも協力をいただいて、またすそ野まで広げていただいて、市民の要望、署名活動、そういった地元、また紀の川市が中心となった住民も巻き込んだ中での署名運動を手を、また市長に国への陳情要望を強く求めていっていただきたい。そういった、今後積極的な取り組みをされていくというような担当部局等はお考えがあるのか。その点について、1点御答弁いただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） ただいまの再質問、署名活動など、住民を巻き込み、直接同盟会が国へ働きかけるような活動を紀の川市がリーダーシップをとっていくのかというふうな旨の質問だったかと思えます。同盟会設立によりまして、構想を現実のものとして道路建設を促進させていきたいという活動でございまして、当市がリーダーシップを発揮していくということは、当然であると認識してございます。

このためにも、大阪府泉南地域から和歌山県北中部に住民の皆様に「京奈和関空連絡道路」の必要について広く周知する一方、地域住民の熱意を実施機関となる国に訴えていく必要があると、私たちも認識してございます。

今後、活動に向けた提案といたしたく存じますので、御理解、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔室谷議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 次に、通学路の安全対策についての質問をどうぞ。

○17番（室谷伊則君）（質問席） 次に、通学路の安全対策について、次の4点をお伺いします。

まず、1点目に、安全点検の実施時期について、お伺いします。

2点目として、点検実施とその対策について、お答えいただきたいと思えます。その際に、危険箇所の箇所数がわかれば、あわせて御答弁いただけたらなと思えます。

三つ目に、通学時に起きた事件、事故等あれば御報告いただきたい。

4点目に、安全整備についてということで、まずこの1回目に4点について、執行部からの御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、私のほうから、ただいま御質問のございました4点について、御答弁申し上げます。

まず、安全点検の実施時期でございます。

まず、はじめに、学校の通学路の安全点検につきましては、学校といたしまして新入生が入学した4月当初、それから各学校の実情に応じて長期休暇の前後等に実施されておりました、ほとんどの学校が年3回実施してございます。安全点検の形態といたしましては、集団下校時に教職員が付き添って下校する際に危険な箇所を確認し、危ないと判断した場合は、通学路の見直し等も行っているところでございます。

続きまして、点検実施とその危険箇所についてでございます。

痛ましい京都の亀岡の事件の後、平成24年度に緊急点検が実施されてございます。教

育委員会と学校、和歌山県的那賀振興局建設部、それから紀の川市の道路河川課及び建設総務課が合同で通学路の危険箇所について安全点検を実施をいたしまして、80カ所の危険箇所が見つかってございます。これらの危険箇所については、国・県・市・警察が、それぞれの所管部分について対策を実施していただき、現在まで57カ所の対策が実施されてございます。

それから、本年度においても、和歌山県教育委員会の健康体育課の指導のもと、学校・警察・道路管理者（国・県・市）と合同で点検を実施してございます。本年度の点検につきましては、平成24年度の点検箇所及び対策実施箇所を踏まえた上で、新たに各小・中学校から状況報告のあった通学路の危険箇所について点検をし、本年11月に57カ所の点検を実施してございます。

危険箇所といたしましては、所管別で市所管部分が46カ所、県所管部分が24カ所、国所管部分が1カ所、警察（公安委員会）所管が8カ所、合計の79カ所となっております。

それから、通学時に起きた事件、事故でございます。通学時に小・中学校の登下校時のときに起きました事件等はございませんでしたが、事故につきましては、「児童生徒の事故等報告書」というのが教育委員会へ提出されてございまして、それに基づいて把握できる部分の推移はございますが、報告させていただきます。通学時に起きた事故につきましては、平成23年度に6件、平成24年度に11件、平成25年度に10件、平成26年度は4月から10月末までで5件となっており、平成23年度から本年10月までの事故件数は計32件となっております。

続きまして、安全整備についてという御質問でございます。

通学路における安全整備につきましては、児童・生徒の安全を確保するため、引き続き通学路等の安全点検の実施や危険箇所の改善に向けた取り組みに努めるのはもちろんではございますが、児童・生徒の保護者、地域住民及び学校安全対策協議会等の関連団体との連携を強化し、関係部局とも連携して整備に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、教育部の答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） ただいま教育部長から答弁をいただきましたが、この2点目の点検実施と対策の中で、具体的な今後の取り組みとしてどのような対策を講じられていくのかということも再度お答えいただきたいと思っております。

それと、本年3月30日に京奈和自動車道紀の川市インターが供用開始されるに伴いまして、紀の川市管内の交通量も極端に増加したように感じられます。特に、県道128号桃山下井阪線と国道424号線の交通量が増加したように感じます。

そこで、通学時における子どもの安全確保のための紀の川市管内の歩道整備は、今現状

どのようになっているか。

この2点について、再度お答え願いたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（自席） それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今後の具体的な取り組みでございますが、ただいま御答弁させていただきましたとおり、定期的な合同点検の実施や対策を促進するため、関係機関への要望につきましてもさらに積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後の通学路の危険箇所の合同点検の実施につきましては、文部科学省、国土交通省及び警察庁から、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進について」と題して、今後の取り組みに必要と考えられる基本的な進め方が平成25年12月6日付で通知が来てございます。このことを受けまして、教育委員会におきましても、着実な改善を進めるため通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの基本的方針である通学路交通安全プログラムの策定についても、今後建設部や国、県、警察など関係機関、関係部署の協力をいただきまして、策定に向けて取り組んでまいりたいということで、着実な改善に向けた取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） ただいまの再質問、京奈和自動車道紀北東道路の供用開始により、主要幹線道路の交通量が増加しているという御指摘でございますけれども、まず国道24号につきましては、京奈和のほうに流れているということで、国道24号を半減、それから粉河加太線のほうを増加しながら京奈和に流れているというふうな分析が国交省によって分析されておるところでございます。

ただし、御指摘の国道24号及び県道128号の桃山下井阪線につきましては、ちょっと定点データがなく、県のほうにも確認もしておりますけれども、ちょっと今、分析という判断ができないということでございますので、今後状況把握のために県当局とも協議してまいりたいと考えてございます。

御指摘の2路線、先ほどの国道424号と、そして桃山下井阪線でございますけれども、元地区につきましては、歩道未設置の部分につきましては約80メートルほどございますけれども、本年度から事業着手いたしてございまして、用地交渉を進めているとのことでございます。歩道設置に向けてですけれども。

また、桃山下井阪線の井阪橋北側、約170メートルでございますけれども、本年度から複数年において、当面の対策といたしまして西側の側溝にふたがけを行い、路肩の拡幅を行っていくと聞いてございます。

また、交通安全施設につきましては、先ほど教育部長が申されましたように、合同点検の結果を踏まえまして、将来にわたる生徒の通学者数や自動車の交通量等、また危険箇所や交通事故多発箇所等も考慮しながら、緊急性の高いところから整備する必要があると考えてございます。特に、歩道整備につきましては、関係機関や自治区等の了解もしくは要望とともに、用地協力が得られれば予算の範囲内で進めてまいりたいと考えてございますが、長期化することもございますので、早期の対策として水路や側溝等へのふたがけやポストコーン等の設置もしくは区画線の外側をカラー舗装するなど、歩行者の安全が確保できるよう、現地に合った最適な方法で整備を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、国道及び県道における通学路の安全整備につきましては、通学路点検実施結果に基づく市等からの要望に基づきまして、それぞれの道路管理者の判断により、適宜対応をいただいているところでございます。

県道においては、危険箇所や交通事故の多い場所など、必要性また緊急性を考慮した上で、優先順位を決定して実施していくと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） それでは、3回目の最後の質問になりますけども。

ただいま各部長から御答弁をいただきましたが、関係部局としては子どもの安全確保のために対策努力をされていることは、私としても評価をいたします。

しかしながら、通学時の安全確保のためには、先ほど各部長からるる御答弁ありましたが、ハード面はもちろん重要ですけども、ソフト面においても子どものその教育の場において、交通のマナーであったり、その交通のルールということをしかりその教育の中で子どもたちにも覚えさせていく、また学んでいっていただくということも重要になってくるのではないかと思います。

そしてまた、通学路の危険箇所の点検等も含めて周知する、そういったことも大事ですけども、この現場に子ども連れて行って、こういう箇所が危ない、また通学時点検の際には担任も付き添いながら通学路の点検も行っているというような御答弁もございましたけども、その担任の方も現場に行って、子どもたちに実際にこういうところが危ないということを現場で身をもって体験さすということも大事なことも思うところでございます。あわせて、ハード面・ソフト面をしかり強化していただいて、この紀の川市を担っていただく未来の子どもたちに、一人でもそういった悲惨な事故、事件等が起こらないように関係部局にはしかりと取り組みをしていただきたいと思いますところであります。

最後に、市長にお伺いをいたします。

担当部局等々でいろいろそういったハード面、歩道であり、また横断歩道、また信号等々設置・整備の計画もるる関係省庁へは強く働きかけていただいているところだとは思いますが、何しろこういう規制をかかると分につきましては、県の公安委員会等々のそ

ういった認可、また許可というのが必要になってまいります。その上で、紀の川市の最高責任者である市長のほうからも、そういった強いこの紀の川市の子どもたちの安全・安心を守るために、そういう規制等々の、また団体から要望、また父兄さんからの御要望があった場合には、強い後押しをしていただき、この紀の川市の市長が常日ごろ言われております安全・安心なまちづくり、また子どもたちの将来を守っていく、また子どもさん、孫さんにそういった一人も犠牲を出さない、そういった取り組みをさらなる市長の後押しをお願いしたいと思いますけれども、最後に市長の決意を聞かせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 室谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

事務的には、いろいろと担当部長から答弁したとおりでもありますし、要望の中で室谷議員、私の言わんとするところをもう言うていただきましたが、私は常に子どもの登下校の、また日常の子どもだけではなく、歩道なり道路を利用する老人の方々においても、安全な生活道路として過ごしていけるような環境を整えていかなきゃならんということは常々思っておるところであります。

そんな中で、広い道がつけば車は走りやすくなりますが、交通事故は減るか、そうもいかないと思いますし、また信号機がつけば、青だから渡ったらい、走ったらいということにはなかなかいかないわけで、2～3日前にも、酔っぱらいの軽四に運転する方が、パトカーに追われて飛び込んでいって、そのタクシーに横っ腹をぶち当てたというふうな事故もございましたが、車は青で走る、また歩行者も青で渡るのが当たり前なんです、どうしてもわかっていながらもそういう事故というのが起こる場合があるわけでありまして。

そういうことで、日ごろ運転者も歩行者も気をつける、そしてまた通学登下校のときには、いつもボランティアで御協力いただいている皆さん方がおられるわけでありまして、市民みんなが交通に対するそういうマナーといいますか、心がけが必要ではないかなと、そう思いながら警察でやっていただけること、県は県なりにその県道に対しての安全対策、また市としては市の安全対策等々はできるだけ優先して危険な場所から整えていく、そのことを常々心がけながら進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日はこれにて延会し、あす5日、午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

（延会 午後 2時00分）